

平成27年3月5日（木曜日）第1回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番 佐藤良一 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	奥山健一	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長(併) 農業委員会 事務局局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 (兼)会計課長
阿部誠	水道事業所長	安孫子和広	病院事務長
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

議事日程第3号 第1回定例会
 平成27年3月5日(木) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

一般質問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、13番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○鴨田俊廣議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成27年3月5日(木)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
16	TPPについて	地方自治体にとって、どのような影響があると想定されているのか。また、市としてどう調査し、検討しているのか。	16番 川越孝男	市長
17	指定管理者制度について	格差解消が重要課題となっている今、公の施設の管理をめぐって同一労働で大幅な賃金格差を出しており、改善すべきではないか。		市長
18	行政の効果的執行について	横断的連携と職員研修について		市長
19	除雪計画について	市民の要望が強い間口除雪の導入について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
20	指定管理者制度について	保育所の指定管理期間の終了にともなう、新たな指定管理者を指定するにあたって、候補者を一団体として、随意契約的に行うことの制度の意義と問題点について	14番 内藤 明	市長
21	福祉政策について	寒河江市後期高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画（案）の内容について		市長
22	改正教育委員会制度について	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の運用と考え方について		市長 教育委員長
23	農業生産基盤整備について	(1) 農道橋保守における市の対応について (2) 舗装農道の改修時における受益者負担の軽減について	15番 高橋 勝文	市長
24	さくらんぼ輸出試験事業について	(1) 事業展開時における課題について (2) 本年度における取り組む姿勢について (3) 輸出の具体的な見通しについて (4) 通年輸出化に向けた取り組みについて		市長
25	ふるさと納税について	新聞は「米沢市絶好調と天童市全国7位及びモンテと連携」を報じていた。週刊現代（2/28号）の「ふるさと納税」の最新版逸品では米沢市のはえぬき、天童市の蕎麦、遊佐町の清酒が紹介されていた。 (1) 本市の現況はどうか。 (2) 今後の改善策は何か。	11番 荒木 春吉	市長
26	学校統廃合について	文科省は1月に小・中校の統廃合の手引を出した。1学年1学級以下は統廃合を検討する必要があるとしている。そして決めるのは地元の市町村ともしている。 (1) 本市内対象校は何校か。 (2) 対応策について		教育委員長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
27	第2次健康さがえ21の取り組みについて	(1) 計画の推進と評価対応について (2) 健康づくりを推進するための取り組みについて (3) レセプトを活用した健康づくりについて (4) がん検診の受診率の向上について (5) 健康都市を宣言することについて	17番 那 須 稔	市 長
28	防災行政無線の有効活用について	(1) 利用状況と市民の反応について (2) 緊急連絡以外にも諸情報伝達など幅広く活用することについて	12番 新 宮 征 一	市 長
29	公営駐車場の運営について	(1) 有料化後の利用状況について (2) 一部スペースを月契約または年契約にすることについて (3) 公営駐車場利用の公平性の観点から駅前広場の駐車を有料化することについて (4) ポケットパークを契約駐車場にすることについて		市 長

川越孝男議員の質問

○鴨田俊廣議長 質問番号16番から19番までについて、16番川越孝男議員。

○川越孝男議員 おはようございます。

私は、4月の選挙で若い人にたすきを引き継ぎ、立候補しないことにいたしました。1991年、平成3年に議員に当選して以来、6期24年間、社会党市民連合、社民党市民連合の一員として多くの市民の皆さんに支えられ、市政の発展と市民生活の向上を図るために平和と民主主義、そして住民自治の確立を追い求め活動してまいりました。改めて、市民の皆さんの御支援と御協力に感謝を申しあげる次第であります。

私たちは今、歴史的にも極めて重要な岐路に直面していると思います。こういうときほど歴史に学び、木も林も森も見て科学的な方法で、

かつ客観的に分析をし、判断することの大切さをこの24年間学ばせていただきました。

最後の一般質問になりますので、寒河江市の将来の課題と思われる点について、私の考えも含め質問いたしたいと思えます。

通告番号の16、T P Pについて伺います。

T P P環太平洋経済連携協定は、農業と経済問題で関税を撤廃し自由貿易を進めるもので、資源に乏しく、工業製品の輸出国としての日本にとっては必要だという声が多くあることは承知をいたしています。それは、秘密交渉のために国民にわかりにくいものとなっていることも起因していると思います。しかし、その実態は農業などの経済問題のほかに医療、介護、教育、公共事業などあらゆる24分野に及んでおり、国家主権を損なうような内容であることが徐々に明らかになってきています。

T P P交渉の問題は、秘密交渉であること、

さらにT P P発効後、4年間は秘密保持義務が課せられていることです。加えて、途中参加した日本は、その時点までにまとまっている全体の約80%については、一言の訂正も変更も追加もできないものであります。

制度内容についても寒河江市にとって直接影響が想定されるものとしては、公共調達であります。700万円以上の調達は、全て日本語と英語による電子入札が定められています。また、I S D条項、国際投資紛争仲裁条約は、ある国の規制によって外国企業や投資家が損失をこうむった場合、その国の法律や判決に関係なく、国際機関に仲裁を申し立て、相手国の政府、自治体に賠償を求めることができる取り決めであります。

ところが、賠償を求められた政府や自治体は、自国の裁判所で争えず、ニューヨークの世界銀行で3人の仲裁員のもとに秘密、非公開で行われ、しかも仲裁決定だけが言い渡され、それに至る経過についての資料も一切明らかにされないとされています。このようなI S D条項には、日本の首席交渉官が賛成と言っていることも報道されています。

さらに問題なのが、日本がT P P交渉に参加する条件として、アメリカの対日年次要望書に示されてきた、例えば農協改革、消費増税、法人減税、軽自動車区分の見直し、労働者保護ルールの緩和などT P P交渉とは別に日米2国間で並行協議を行い、T P P妥結まで解決を図ることにされていることでもあります。米国は、日本政府のT P P参加への国会決議を逆手に、対日要望を強引に押しつけてきていることでもあります。

私が現在得ている情報では、T P Pは我が国の主権をも損なうもので、反対であります。T P Pに対する平成23年12月議会や26年12月議会での佐藤市長の答弁をも踏まえた上で、公共調達とI S D条項に絞って伺いたいと思います。

寒河江市にとって、公共調達やI S D条項によってどういう影響があると想定し、どのように対応するのか。また、市が知り得ている情報を市民にどのような形で共有をするお考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

ただいま川越議員から御質問ありましたが、川越議員におかれましては、今期をもって勇退されるということでもあります。6期24年の長きにわたって地域の発展、そして市政発展のために大変な御尽力をいただきましたこと、この場をおかりして感謝御礼を申しあげたいと思います。勇退後におかれましても、健康に十分御留意していただきまして、私どもに御指導、御鞭撻のほどを心からお願い申しあげる次第であります。ありがとうございました。

さて、T P Pの御質問であります。とりわけ、公共調達、I S D条項の寒河江市への影響等について御質問がありましたが、公共調達については政府及び地方政府による物品・サービスの調達に関する内国民待遇原則や入札手続等に関する規律、市場アクセスの改善について定める協定でございます。

御質問は、700万円以上の調達全てという基準に御質問がありましたが、現在も交渉中であるということで確認はできておりませんが、内容的には公共事業を含む国や地方の調達において一定基準以上の規模については、協定国内の全ての企業に開放するというものだというふう理解をしております。

日本は、既に御案内のとおり、W T Oの政府調達協定に加盟しているわけでありまして。国、県、そして政令指定都市においては、基準額以上の調達を対象に国際競争入札というものを実施しているわけでありまして。

去る2月16日に内閣官房T P P政府対策本部のほうで開催されましたT P P交渉に関する説

明会がございました。その資料によりますと、WTOの政府調達協定に加盟している4カ国、日本、アメリカ、カナダ、シンガポールでありますけれども、それ以外の国で政府調達市場が開放され、日本にとっては大きなメリットを受ける分野であるというふうに説明がなされております。

現時点では、一般の市町村への影響は余り考えられないというふうに思っておりますけれども、今後も交渉の内容を注視していかなければならないというふうに考えております。

また、ISD条項については、先ほどお話ありました、投資家と国家との紛争が生じた場合に投資家が投資の受け入れ国の司法手続によらず、国際仲裁などを通して紛争を解決する手続を定める規定であります。詳細についてまだ示されておりませんが、安倍総理は「国の主権を損なうようなISD条項には合意しない」というふうなことを明言しておりますので、これについても交渉の推移を注視していきたいというふうに思います。

市町村のTPPに対する対応、スタンスということでありましょうが、全国知事会におきましては交渉内容に関する徹底した情報開示と明確な説明を行い、国民的議論を尽くすとともに国益を守り、我が国の繁栄につながる交渉を進めるよう要望をした、「環太平洋パートナーシップ協定交渉に関する重点提言」というものを平成26年度、そして27年度と全国市長会で行っております。また、山形県におきましては開発推進協議会においても、政府の施策等に関する提案の中でTPP協定交渉参加に係る十分な情報開示と情報提供と施策の強化について、これも2カ年続けて要望をしているところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

最後に、市民との情報共有についても御質問をいただきましたが、先ほど申しましたとおり、

市におきましてもTPP政府対策本部が発信している情報、あるいはマスコミで報じられている情報以外には、その具体的な情報を知り得ていないという状況であります。今後、県などとも連携を図りながら、できるだけ情報収集に努めて、市民生活に影響が出ることのないよう注意、注視しながら、必要に応じてその対策を講じていく必要があるというふうに理解をしております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、市長から答弁あったわけありますけれども、少し理解を深めるためにお尋ねをしたいと思います。

公共調達の関係でありますけれども、WTOの中でももちろん今も定められています。金額が定まっています。今回のTPPでは、同じようになるというふうに理解をして、認識をしているのかどうなのか。もちろん、最終決定がされていないわけありますから、どうなるかというのはわからないんだと思います。

私、先ほども申しあげましたように、この協定の問題点の一つが、どういう協議がされているかをそれぞれの協議に参加している国民に知らせないという、これが一番問題だと思うんです。したがって、決まった後、国民に、日本であれば日本政府から示される。しかし、それがもうとんでもないことだというふうになった場合には、大変だというふうに思うんです。

したがって、市長は23年の12月議会でもそういう、今も申されておりますけれども、わかった範囲で情報をとりながら市民に周知をしていくことも市長としての大きな役割なんだというふうな見解を示されています。そして、今もマスコミやいろんな形で出ているその部分きり、市としても把握していないというふうなことも言われます。しかし、今、そういうふうに出ている情報をも少し整理をして、市民の皆さんに報告をしていく、市民と共有をするというのは、

まさにそういうことだと思うんです。そして、市民も一緒になってこのTPP問題を考えていくという、こういうことこそが住民自治だと思うんです。

国に任せなさい、あと市の関係は市に任せなさいという姿勢ではだめであり、そうでないということを23年の一般質問でも、あるいは昨年12月議会の一般質問でも市長はそういう答弁をされています。したがって、今、知り得ているこの情報を整理して、市民に適宜報告をしながら、市民の皆さんと一緒に、これは市長の言うとおりの農業だけでないわけですから、もちろん農業も守らなければならないわけですが、そういうふうなことについてのまず基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思う。

一つ一つの問題は、後で時間があれば聞いていきますけれども、基本的な部分についてお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 TPPの問題については、前にも御答弁申しあげているとおり、やはり基本的には情報をきちっと開示して、市民の皆さんもその情報の内容を把握して、理解をして進めていくというのがまず基本だというのは、御指摘のとおりであります。市としても、できるだけ知り得た情報については市民の皆さんに機会を捉えて提供していくということにしていきたいというふうにも思っております。

ただ、きょう、川越議員が御質問をしてお答えしたとおり、なかなか具体的にこういうふうになるんだということについて、明確にお答えできるような内容をまだまだ持ち合わせていない。我々の情報収集不足もあるのかもしれませんが、なかなかそういうふうな情報の開示というのが進んでいないというところがあるかというふうに思います。

我々としても情報収集に努力をしながら、そ

してその情報については市民の皆さんにお伝えをして、そういった意味で市民の不利益になるような協定になっていかないようにしていかなきゃなんということで理解をしておりますので、今後ともその情報収集あるいは市民の皆さんに対する情報の提供、積極的な提供ということに努めていきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 そうしますというと、情報、もちろん今回のこのTPPの交渉自体が非公開でやるという性格で進んでいるものですから、これを今ここで言ったってどうにもならないんだというふうには私も思います。しかし、どういふものかわからない、もしかすると寒河江市にとっても市民生活にとっても、極めて悪影響のあるものが協議されて出てくるのかもしれない。かもしれない。そうしたときに、後では困るんだと思います。

そこでお尋ねをしたいんですが、去年の12月議会で「私は、寒河江市の市長として、寒河江市民の農家の方も含めて寒河江市民の生活、暮らしというものを守っていかなくちゃなん立場でありますから、そういったものを阻害する、あるいは発展していくことについてなかなか邪魔をしていくような行為というのは、やっぱりなかなか理解をしがたいものがあるかというふうに思います」というふうな答弁をされているんですね。これで、「TPPは問題だから、市長は反対さんなねのんねが」という質問に対して、こういう回答なんですが、ここで私ね、私の取り越し苦労なのかどうかわかりませんが、問題が出てきて反対だと騒がれたときに、ここで言っている「阻害する」とか「邪魔をしていくような行為」というのは、反対運動を指して言っているんだとすれば、もちろんそういうことでなくて言葉足らずの部分があるのかなというふうに思いますけれども、このものを、文章を読むとそういうふうにもとられます。

それが、どういう中身かもわからない中でこういうふうなことを言うということは、極めて市民の立場に立って、市長としての任務という、役割ということを行っている中では、極めて誤解を招くのではないかというふうに思いますので、これはもちろん全世界に今や発信になっていますからね、議会答弁というのは、きちっとこの辺について見解をお聞かせいただきたいとします。

私は、だめなものであるなら、問題があるのであれば、やっぱり反対をして、そのことが日本の主権、寒河江市としての自治体の主権だって守らなければならないわけですから、もちろん市民の暮らしや生活、あるいは企業活動も守らなければならないわけでありますから、この点についてお聞かせをいただきたいとします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 そういふ発言をしたことが誤解を招くということであれば、訂正をさせていただきたいとします。

私としては、農家の生活あるいは市民の全体の生活を守っていく必要がありますし、そういうものを農業、市民生活を阻害するような要因について、この協定が取り決められる、著しく阻害されるような協定が取り決められるというような内容については、やはり断固として反対をせざるを得ない部分が出てくるとこういうことであります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 限られた時間の中での質問での質問でありますので、次の課題に入らせていただきたいとします。

通告番号17、指定管理者制度について伺います。

指定管理者制度が導入されて10年目になりました。この間の保育所の実態を見ますというと、導入によって運営上のメリットがないわけではありませんが、人件費が大幅に削減されていま

す。このことが最大の効果だとしたら、問題だと思えます。同一労働、同一賃金が叫ばれている今、市立保育所で働く保育所の賃金を合法的に削減するために、指定管理者制度を導入しているのではないかと指摘は避けられないと思うんです。まさに、官尊民卑そのものであります。

国、地方を問わず、格差解消が重要な課題になっている今、市の保育所で働く保育士の賃金が大幅に減らされているのは問題です。格差が生じれば、合法的に労使で決定されているほうに合わせ、地域賃金水準を引き上げるように努めるのが寒河江市としてとるべき当然の姿勢と思えます。ところが、そうはなっていません。

加えて、先ほど申しあげたT P P交渉の中で明らかになっている外資参入による自治体崩壊を防ぐためにも、私は今後指定管理者による管理をやめるよう見直すことを提案いたしますが、市長の見解を伺いたいとします。

そして、昨年の12月議会でも指摘をしました問題、運用上の問題については、この後の内藤議員のほうでお尋ねをしますので、基本的な、先ほど申しあげた見直しを含めて見直しをすべきだという、このことについての見解だけお聞かせをいただきたいとします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 指定管理者制度についてでありますけれども、この制度自体は国において平成15年9月に設けられた制度であります。民間経営の発想あるいはノウハウを取り入れることによって、公の施設の設置目的を効果的に達成するという目的であります。

本市においても多様化する住民ニーズに対してサービスの質的向上を図るために、市立保育所3施設を含めた19の施設で導入されているところであります。これらの施設におきましては、効果的、効率的な運営を行うために利用者アンケートを実施させていただくなど、できるだけ

行き届いたサービスや工夫が図られているというふうに認識をしております。

御質問にもありました保育所の指定管理者のもとで働く方々の賃金についてでありますけれども、新規導入や更新の際に適正に積算するために、本市では厚生労働省が示している保育所運営費国庫負担金交付要綱の保育所職員の本俸基準額に基づき人件費を積算して、募集要項に資料として明示をさせていただいております。また、指定管理料についても国が定める保育単価に基づき提示をしております。これによって、事業者のほうにおかれましては、効果的かつ効率的な施設運営を目指して、事業計画を策定し、その業務における責任の重さや内容等に応じて、必要な職員を雇用しているというふうに認識をしているところであります。

市におきましては、募集の際に法令等の遵守について募集要項でも求めておりますし、指定管理者においても労働基準法においても労働基準法を初め労働契約法、労働者派遣事業の適正な運用の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律などを遵守し、施設の運営に当たっていただいているというふうに認識をしているところであります。

現在、各施設の指定管理者におかれましては、専門的な経験とノウハウを生かして効果的、そして柔軟な施設の管理運営を実施していただいております。そこで働いておられる方々についても、指定管理者の目的達成に向けた経営方針のもとに勤務されているものと認識をしているところであります。

今後におきましても、適宜検証を行いながらこの制度を活用して、住民サービスの向上に努めていきたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 そういう、もちろん今の指定管理者制度が合法的だということは、もちろん私

も承知した上でお尋ねをしているし、提案もしているんです。それは、指定管理者のノウハウを活用して市民ニーズに応えるというふうなことを言われています。それでは、逆に市直営では市民のニーズに応えられないのかという課題があります。もちろんできるんです。

もっと、先ほど申しあげましたけれども、大幅に同じ仕事をしていながら賃金に格差がある、これが国も地方も今、大きな課題として取り組んでいるときなんです。合法的です。合法的だから格差があつていいというものではないんです。格差の是正をするために、国の基準で払っている、これはそのとおりだと思います。ということでもありますので、これはその格差を是正するためには、私は見直しきりないというふうに思いますので、このことはもうお互いにすれ違いになるのかというふうに思いますけれども、私、今回だから質問で取り上げて、最後でもありますし、将来にわたって克服をしなければならぬ課題の一つだというふうなことで、これをどんどん広げていくとますます格差が広がる、格差拡大になるということはこの点では指摘をしておきたいと思います。

次に、通告番号18、行政の効率的執行について伺います。

昨年12月議会で指摘をした災害復旧事業対応の問題点や、市道山西米沢線、病院前の道路でありますけれども、この道路改修事業、第1工区の問題などを見ますというと、1つは職員の業務に対する知識についての研修が不足しているなというふうに感じました。また、問題点が係や課どまりで、トップまで、市長まで上がっていないというこういう実態も感じました。それから、他の課や他の係での事案である場合、問題点の発見をしたり指摘をする職員が寒河江市の場合、少ないなという思いもいたしました。こういう全体的なことを見の中で、事務トップの副市長を含めて管理職の責任と自覚が弱い

ではないかというふうに思われるわけでありませう。

したがって、私は行政を円滑に効率的に執行するためには、今申しあげましたような課題を克服していただいて、そして庁内の横断的な連携と職員の研修が必須の課題と思います。このことについての市長の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 12月議会におきまして、川越議員のほうから御指摘を受け、我々もいろんな形で市民の皆さんの要望にスピーディーに応えていくというのが基本でありますから、そういうことでいろいろ検討をさせていただいているところでありますし、御指摘の点だけでなくさまざまな施策を実現したり、あるいは課題解決に当たっていく場合には、担当の職員のみならず関連するいろいろな部署の職員が情報を共有し合って、いい意味ではアイデアを出し合い、またチェックし合いという連携を深めながら仕事を進めていくというのは、これからますます大事になってくるのではないかというふうに思います。こういうつながり、有機的なつながりを持つような組織の機能というものをやっぱり充実していかなければならないというふうに思っています。

そういう意味で、特に御指摘のあった公共事業などについて横の連携、そして共有化を図っていくことをしていかなければなりませんし、そういう意味では、課長レベルというよりはその下の補佐レベルでの横の情報共有の連絡の網、網というんですかね、組織なども必要でありましょうし、またもう一つはそれぞれの事業の進行管理をチェックしていくということがやっぱり必要だというふうに思います。そういう意味で、四半期ごとに事業の執行状況を調査する、「公共事業の施行状況調」というものがあるわけでありませうけれども、現実的にはな

かなかそこが機能していない部分がありますので、そういったチェック体制というものをきちっと構築して、スピーディーに事業を展開していけるようにしていかなきゃならないというふうに思います。

それから、基本的に研修、やっぱり一番大事であります。人材の数というのは限られているわけでありませうから、そういう人材に精いっぱい頑張ってもらって、そういう能力を持った職員を育てるということが大事でありますから、いろんな県の研修とかそういったところを出して、技術それから業務上の知識の習得に努めていきたいというふうに思います。

それから、一番大事な、最後におっしゃいましたけれども、そういう職場の機運というんですかね、土壌というのが大事でありますね。職場が、そういう物の言える職場をつくっていくということが非常に大事でありますから、これはやっぱりその職場のトップに立つ人間がそういう機運をつくっていくということが必要でありますので、さまざまな機会を通して私のほうからも指導を申しあげる必要があるというふうに思っているところであります。

やっぱり職員一人一人が意識改革というものに留意しながら、仕事に取り組んでいただければなというふうに思っております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、市長から見解が示されたわけでありませうけれども、今後こういうふうにしていきたいということがあったわけですけれども、私、冒頭申しあげましたように、議員を24年間させていただきました。そして、これからどうするもそうですけれども、今どういう状況、なぜそういう問題が起きたのか、ここをしない限り、また作文だけどんどん出ていって、職員の、あるいは行政自体の血や肉にならないと思うんです。

今、現在どういう状況なの、なぜそういう問

題が起きているの、このことが必要だと思うんです。ぜひそのことを受けとめていただきたいなど。それは、管理職の皆さんだけでなく、市の職員に、市長が今言われた伸び伸びと働けるようなそういう状況をどうつくるかだと思うんです。そうしたときに、私、研修なども、いろんな県あたりで主催する研修というふうな話もありましたけれども、私、それよりも今の自治体の行政というのは物すごく多岐にわたって、もう常に変化がある。こうしたときに、職員が知らないという、市民にできなんだというふうに言ってしまうのよ。難しいんだというふうに言ってしまうのよ。やっぱり業務研究会、誰かが代表で県に行って主管課長とかが聞いてくるんだと思います。その伝達講習とか研修とか、私が前にいたところの職場などでは、業研といって常に業務研究会をやっていたけれども、そういうふうなことをしないと駄目なんだと思います。

災害復旧の、12月でしたから繰り返しませんでしたけれども、ああいう問題点、予算が補正で決まればすぐ着工できるのに、もう何カ月も、あと雪降ってから災害復旧工事、土木の関係も土をいじる工事をするなどというふうな、全くおかしな話ですよ。そういうふうなことが市役所のその担当課だけじゃなくていっぱいいらっしゃるわけですから、そこの中で「おかしなんねがや」という、誰か調査をする、言及をするというこういうことがあって、4万2,000市民のための行政が行われるんだというふうに思うんです。したがって、そういうふうなことをしていただきたいと思います。

それから、マンパワーのこともありました。今回の施政方針の中でもいっぱいつらなきゃならない方針や計画がありました。そして、これも市民の意向を聞きながら、もうこれをつくって終わりになってはだめなんですね。それに基づいて行政は動いていかなければならないわ

けでありますから、そうしたときに本当に職員、マンパワーがどうなのか。もう退職した後の、最近はまだ採用していますけれども、臨時とかパートで嘱託でというふうにやっているという、本来しなければならないことに手が回らないのではないかというふうに思うんです。

この辺についても、ぜひ検証をしていただいて、そして要はお金をどう積めるかでなくて、市はどう市民のために行政を執行するかでありますから、常にそこに判断の基準を置いてやっていただきたいということを強く申しあげたいと思います。今のことについて、まず見解、お聞かせをいただきます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 基本的には、我々は御指摘のとおり市民生活の向上、市民福祉の向上というものを目指してさまざまな施策を展開させていただいているわけでありまして、そういった施策を効果的に、効率的に、計画的に行うためのさまざまな方針とかビジョンというものをつくらせていただいております。

御指摘のように、計画倒れになる、さまざまなそれぞれの分野で計画をつくらなきゃならないことになれば、もちろん計画疲れということですかね、そういうことになってはいかんでありますし、来年度もいろんな計画をつくるような年にはなっているわけでありましてけれども、その振興計画の中でそういうそれぞれの計画を検討していくということで、非常に効果的に仕事を進めていって、問題はその計画をきちっと実行していくということが重要でありますから、主眼を御指摘のやっぱり市民目線に立ちながら現在の我々の仕事を検証し、進めていくことに努力をしたいというふうに思っております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

特に、人が不足しているという、職員だけではなかなかできない、いろんなものがコンサルに委託をするという形がとられます。そうするという、コンサルから得た成果物に対しては、どうしても職員らは目いっぱい忙しいわけですから、中身の検証が不足をしているという部分が多々あるんだと思います。多々あるんだと思います。

それで、例えば12月議会でも指摘をした山西米沢線の問題、これだって大店舗法の絡みの問題ね、これはコンサルに聞いたら大丈夫だと、あれはもちろん3事業者もいいでしょうという趣旨のことがあったというふうなことで発注もしてきたんだけど、中身的にそんな簡単にいくものでないわけですよ。そういうものが、横の連絡をとることによって、建設管理課だけでなく、商工振興課などとも、あるいは政策推進課などとも連携をとってやっていたら、そういう問題というのはいないだろうと。コンサルというふうにするという、そういう落とし穴があるということをお指摘しておきたいと思えます。

そして、このおくらしていることについて関係者に便りが配付されています。これ、入札をして施工業者が出しているんですね。お知らせの部分を見ると、設計変更もしなければならぬのだという中身です。もちろん、中身はそういうことです。そういうことですが、そういうふうなことが説明責任というふうなことからすれば、市がすべき課題だというふうには私は思うんです。業者にさせるのではなくて。そして今、どういう課題で暗礁に乗り上げているのか、このことも今回の一般質問の聞き取りの中で、管理職の皆さんも一緒にいろいろお話しする機会がありましたから、どういう状態で今なっているのかというのは、知っている人がいないんですよ。建設管理課なり、あるいは副市長、市長は知っているんだと思えますけれど

も、全体になっていないというふうな問題がありますので、前段申しあげましたことと同じようにきちっとやっていただきたいし、こういうふうな場合の説明責任というものもやっぱり、市長、TPPのところでも言ったけれども、市が、市の役割ということをおっしゃっていただけますけれども、こういうふうな部分でもきちっと市の説明責任、市の役割を果たしていただきたいというふうなことを申しあげておきたいと思えます。

次、最後でありますけれども、19番の除雪計画について市民の要望が強い間口除雪の導入に絞ってお伺いをいたします。

市当局も現状や課題、市民の要望が強いことは、十分承知されていることと思えます。市民にとって、間口に降り積もった雪を除雪するのは、雪もやわらかく、格別困難なことではありません。ところが、現在の道路除雪は、道路の雪を道路の両側に寄せる方法がとられているわけがあります。

その結果、道路除雪のたびに間口にはかたい塊を含めた大量の雪が置かれ、積み上げられることになっています。これを各家庭で雪が捨てられる場所に、スノーダンプやなんかで移動をさせなければなりません。そういう場所が確保できないところでは、また道路の脇に出して置かれているという場所が多く見受けられます。また、凍結した雪の塊の処理は早朝の出勤前や老人世帯にとっては大変困難であります。

こういう課題を解消するために、道路除雪で間口に押し上げられた雪を処理する間口除雪を導入すべきと思えますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今シーズンの除雪でありますけれども、大雪になったということで市民の皆さんには大変な御難儀をおかけしているわけがあります。それに伴いまして、市の雪の相談窓口のほうにも苦情というんですかね、御注文が84

件ほど今まで寄せられております。そのうち約2割、18件がこの除雪の際の間口に置かれた雪に対する苦情ということでもあります。

今、市で実施しております除雪については、除雪協力会員に対してできるだけ間口に雪を置かないよう配慮していただくということで指導しているところでもありますけれども、先ほど御指摘にもありましたが、雪押し場の確保でありますとか通勤、通学の時間帯までに除雪をしなければならんというようなことで、なかなか難しいということで、対応に苦慮しているケースもあるというふうにお聞きをしておりますし、とりわけ高齢者世帯に対して大きな雪の塊が間口に置かれたなどというときには、通報をいただきながら、連絡をいただきながら、現場を確認してなるべくそういうことが、今後置かないようにということで事業者などにも指導をさせていただいているところでもあります。

御質問のその間口除雪、新聞なんかでも取り上げられておりましたが、他の自治体でも実施をしている状況であります。仄聞でありますけれども、高齢者世帯などには大変助かっているという評判もあるわけでありましてけれども、反面、先ほども申しましたけれども、押し雪場の確保でありますとか、除雪に時間がかかってしまう、あるいは経費もかかってしまう。そして、市がやれば市道除雪になるわけでありましてけれども、県道、国道がなっていないということで、そういうところにお住まいの方とバランスが崩れてしまっているなどということもあります。

また、除雪の作業をする方も高齢化しておりますから、なかなか作業員の確保という面で大変苦労しているなどという話も聞いているところでもあります。

寒河江市におきましても、高齢者世帯というのは引き続き増加をしていくというふうに予測をしているわけでありまして、こうした具体的な課題についてどうしていくのか、どう対応

していくのか、十分調査をしながら、あるいは先進の自治体からなどもいろいろお聞きをしながら、今後その導入については十分検討をしていく課題の一つだというふうに認識をしております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 前段の質問でも申しあげましたけれども、自然に降ってきた雪を片づけるのは楽なのよ。間口が何ぼ広くても、やわらかいから。今の寒河江市の道路除雪をやっている方法、方式ですとすると、うちの前に降った雪でなくて、道路除雪した結果、うちの前にかたい雪がいっぱい置かれると。こういうみんなの車が通れるだけの除雪をして、各家庭にそういうふうな雪を置いていくという、これまではそれで、それも車社会になって除雪の方法としてよかったんだと思います。しかし、今、新たな課題が、今、市長からも言われましたけれども、あるわけでありますから、今の除雪することによって市民が困っているわけよ。うちの前に置かれて。というふうなことを道路の除雪のあり方も含めて、やっぱり検討すべきだと思うの。

車道はきれいになりました。しかし、皆さんには不便を、各家庭には置いていきますなんていうのは、これはやっぱり行政で限られたお金の中でしなくてはならないという人の発想と、市民が生活をしていて困ったことをやっぱり行政で、本当は脇に寄せられなければ間口除雪の必要性だってないのよ。道路除雪をきちっと運んでいってくれば。うちの屋敷に置いていかなければ必要ないんですよ。降った雪だけ、やわらかい雪だけ片づければいいわけですから。ということが今問題なんだということを受けとめていただいて、ぜひこれは。

そうでないというと、寒河江の人口をふやそうだの何だのといっても、私らも、地域でも雪が大変だというふうな話の中で、うちに降った、積もった雪は年に1回か2回だから、今いろん

な支援もあるからいいと。間口は、毎日なんだと、除雪車が来るたびだというふうなことで困っているわけでありますので、ぜひ知恵を出していただいて、そして市民のさまざまな力をかりていただいでやっていただきたいということを再度申しあげながら、市長の見解をお聞きして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。見解だけお願いします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 1つの課題を克服すると、次の課題が見えてくるということにもなるんだというふうにも思いますし、我々はその課題を承知しながら放置しているというわけではありません。そういう課題については、きちっと受けとめて対応していくということが必要だろうというふうに思いますし、とりわけ町場の雪の捨て場がないところなどは、やっぱりいろんな工夫をしていかなきゃならんというふうにも思いますから、そこら辺はやっぱり来年に向けて検証させていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

内藤 明議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号20番から22番までについて、14番内藤 明議員。

○内藤 明議員 通告してあります通告番号20番、21番、22番について質問をさせていただきたいと思います。

なお、質問が多岐にわたりますので、前置きなしに質問に入りたいというふうに思いますが、最初に通告番号20番の指定管理者制度について伺いたいと思いますが、まず先に保育所の指定管理期間終了に伴う新たな指定管理者を指定するに当たって、候補者を1団体として随意契約的に行うことの指定管理制度の意義と問題点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

去る12月定例会で市立みなみ保育所に係る指

定管理者の指定について議案として出され、可決をされましたけれども、申請団体が1団体とした経緯とその理由についてお尋ねをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、指定管理者の選定というのは、原則公募であります。保育所につきましても、新規に指定管理者制度を導入するときは、公募を行った上で選定をしているというところであります。

しかしながら、保育所については指定期間の満了に伴う更新に際しては、公募を行うことで児童や保護者に不安や動揺を与えかねないこと、それから保育所の円滑な運営のためには保育士を初めとした施設職員と児童や保護者との間で、継続的な信頼関係が不可欠であることなど、保育所には他の施設とは異なる特別な事情があるというふうに認識をしております。

寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例においても、第4条第2項第4号に「市長等が施設の性質等を考慮し、公募によらずとも、施設の設置目的を効果的に達成することができる」と認めるときは、公募によらず指定管理者の候補を選定することができる」というふうに規定されているところであります。

また、平成25年度に実施した保護者の皆さんへのアンケート調査の結果によりますと、全体的に見てみなみ保育所に関し、「満足」「やや満足」と回答した方が90.7%であります。「園外保育の内容が充実している」などの回答も得ているところであります。こうした結果から、みなみ保育所の指定管理者については、保育所を円滑に管理運営しているということが確認されたところであります。

こうしたことから、公募によらずとも施設の設置目的が効果的に達成することができる」と判断をしたところでございます。

なお、このたびは公募をいたしませんでした

が、指定管理者の候補者としての選定に際しては、公募の場合と同様に事業実施計画等の提出を求めて、寒河江市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会において選定基準に基づき、各評価項目について十分審査をして、基準点を超えていることを確認した上で指定管理者の候補として選定をして、昨年12月の第4回定例市議会において御提案をし、議決をいただいて選定したところであります。以上であります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ただいま市長から答弁をいただきましたが、答弁の中にもありましたように、公募が原則というようなことがありますが、そのほかいろいろなことがあって、理由があって、また条例にも定められていることがあって、それでそのような形に指定管理をしたというようなことだったろうというふうに思いますけれども、私はつまり大原則が一つはあって、その中で決められたというふうになっているわけですが、その大原則というのはやっぱり非常に大事だなというふうに思っているんですね。

つまり、指定管理者の期間が指定するものによってさまざま違うというふうに思いますけれども、保育所は比較的長いといいますか、5年というふうな期間を設けているのは、つまりそこで保育される子供たちの、例えば心理的な状況とか影響であるとか、そうしたものをつまり配慮したものであるというふうに私は理解をしておったところであります。

そこで、改めて指定管理者を保育所に導入したその意義と目的について、もう一度改めて伺いたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これは、指定管理者制度そのものの目的、意義ということにもなるわけでありまして、保育所の管理運営について制度を導入した意義と目的ということについては、民間経営の発想あるいはノウハウを取り入れる

ことによって、施設の効用を最大限に発揮して保育内容の充実を図るとともに、多様化する保育ニーズにより効果的、そして柔軟に応え、市民ニーズの充実向上や行政コストの縮減を図ることが目的であります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 今、目的、それから意義というようなことでお答えをいただきましたが、つまり1団体というふうなことで指定管理者を指定するということになりますと、そうした意義や目的が失われるんじゃないのかなというふうに私は危惧をしているところであります。

つまり、行政効果といいますかコスト、そういうふうな面からしましても、その効果は半減するような気がするわけでありまして、つまり新たな発想による例えば保育サービスの向上とか、あるいは保育サービスを充実するというふうなものが、本来そうした何段階かの公募によって、競い合って生まれるものが失われてしまって、そういうことでは、つまり市民の理解を得ることができないんじゃないかなというふうな心配をするわけでありまして。

確かに、条例的には市長の判断でできるというふうなものもあるというふうに思いますけれども、その大前提となるものがやっぱり私は重要なことじゃないのかなというふうに思いますので、そのことに対しての御見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的に、みなみ保育所について申しあげますと、現在の指定管理者が管理運営を行うようになってから、1つには土曜日の保育時間が夜7時まで延長されるようになったこと、それから2つ目は指定管理者が保有するバスを活用した園外保育の充実が図られたこと、そして指定管理者が運営する幼稚園児との交流活動が実施されていること、それから職員の人事交流や合同研修会の実施による保育士の資質

の向上などが図られていることなど、当該施設の管理運営への指定管理者制度導入の主眼であります保育の充実、サービスの向上という面で、十分な効果があらわれているというふうに我々は認識をしているところであります。

それから、先ほども申しあげましたが、アンケートもさせていただいて、その結果には保育所が適切かつ良好に運営されているという結果を得ているところでありますので、そうしたことから公募をしないということについて保護者の皆様に初め市民の皆様からも理解をいただけるというふうに認識をしているところでございます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 誤解されると困りますので申しあげますが、現在の指定されている指定管理者がだめだというふうなことを言っているわけではないんです。市長言われましたとおり、今まで答弁であったように、効果は私も認めます。しかし、よりそれ以上のものをやっぱり求めていくことが必要なんじゃないのかなというふうに思います。それが、つまり市民の望むところではないのかなというふうに思いますので申しあげたところでありますけれども、原則であっても、しかしそれだけではなかなか立ち行かない。あるいは、市民の希望なんかもあるというふうなことも私もわかります。

そこで、そういうふうな例えば非公募というふうなことをするに際しても、つまり市民とのやっぱり合意形成が必要なんだというふうに思います。ただ単に保育所内のアンケート調査や、あるいは子供たちが通っている地域といいますか、そういうふうなところだけでなくして、市民全体のやっぱり合意形成があるべきだというふうに思いますし、そこにはやっぱり十分な説明責任も果たさなければならぬというふうに思っているところであります。それで私はちょっと説明するには不足だなというふうに思

っておりますので、そうしたことについての、市長、十分に説明責任を果たされたというふうにお考えなのか伺っておきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 内藤議員がおっしゃる市民に対する説明責任というのは、どういうふうなことをおっしゃっているのかよくわかりませんが、我々としては何度も申しあげておりましたとおり、保育所については他の指定管理者を導入している施設とは違うという認識のもとに、そういう今回の更新に当たっては公募をしないということにさせていただいたわけでありませぬ。そういう実際の利用される保護者の皆さんの御評価などもいただいて、そういうふうにさせていただきました。

そのこと自体は、条例でそういう公募をしないというふうにすることができるといふふうにもなっておるわけでありませぬので、そういう条例に基づいてさせていただいているわけですが、そのことに関して、先ほど内藤議員、随契でとこういうお話もありましたけれども、随契でと質問の中にありましたけれども、そういう場合について、1件1件市民の皆さんに説明をしていくのかということに、どうなのかということも我々も思います。

ただ、やっぱり保育所でありますから、そういった説明責任などについても果たしていかなければならないという御指摘もあるわけでありませぬので、我々はそういったことについては去る12月議会に議案として御提案を申しあげて、その際にも御説明をして、御審議をいただいて、御可決をいただいて、今回指定管理者として指定をしているということでありませぬから、必要な御説明は申しあげているというふうに認識をしております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 もう少し、やっぱり市民サイドに対しては指定管理者の、例えば先ほど申しあ

げました、随意契約的にというふうに申しあげましたけれども、そういうふうな内容に、つまり原則を覆す、失礼、覆すと言ったら失礼ですね。大原則の公募をしないで行うわけでありませうから、もう少し丁寧な説明が必要だったんじゃないのかなというふうに思っているところがあります。

そういう意味では、保育所というのは当初から指定管理などによって途中でかわることによっての弊害といいますかが予期されたわけでありませうけれども、これについては前にも申しあげたことはありますけれども、保育所はつまり子供たちを育てるところでありますから、指定管理者がかわることによって、そうした要因によって、子供たちの精神的な影響とか、あるいはかわることによっての信頼関係とか、そういうことが失われるというようなことなども考えられますし、余り指定管理にはなじまないんじゃないのかなというふうなことを申しあげた経過がございます。

今でも私はそういうふうな気持ちは変わりませんけれども、改めてそのことについての御所見を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市立保育所に指定管理者制度を導入するということについては、先ほど来申しあげておりますから改めて申しあげないわけでありませうし、またその導入した成果というんですかね、それについても先ほどるる申しあげましたから、そういう効果が十分に上がっているというふうに思っているところがあります。

そういう意味で、御指摘のような指定管理がなじまないのではないかというようなことについては、我々はそういうふうには思っておらないというふうに思いますし、ただ保育所の場合やっぱり他の施設とは性質が違うという、それは御指摘のとおりでありますから、そうした性質を十分踏まえながら対応していくということ

は必要だろうというふうに思いますし、もちろん今、指定管理を行っていただいておりますから、指定管理者とも十分今後連携を図りながら、目的は子供たちの健全な保育、サービスの向上ということが目的でありますから、そういう目的のために連携を図って努力をしていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 新たな保育所での住民のニーズに応えるサービスとか、そういう意味では私もそれは評価をいたしております。でありますから、全体的にこれまで申しあげたことについてやっぱりきちっと踏まえてほしいなというふうに思っているんですが、ぜひこうしたことも含めていろいろとさまざまな形から問題点などがあれば受けとめていただいて、今後の対応に生かしていただきたいなというふうに考えているところがございます。

続いて、通告番号……

○鴨田俊廣議長 内藤議員、ちょっとお待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時ちょうどといたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時00分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤議員。

○内藤 明議員 続いて、通告番号の21、寒河江市後期高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画（案）についてお尋ねをいたします。

2000年に介護保険がスタートして以降、伸び続ける社会保障費に対し政府はさまざまな給付抑制策をとってきたところがあります。介護保険制度の歴史は、介護給付の削減の歴史と言っても過言ではないというふうに思います。

先般の議員懇談会で平成27年4月から実施予定の本市の第6期介護保険事業計画の全体像が

明らかになりましたが、保険料や利用者にとっての相次ぐ負担増は保険あって介護なしということになりはしないかと私は憂慮をしています。市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど御案内のとおり、内藤議員から御指摘ありましたとおり、この介護保険制度、平成12年から開始され、15年目を迎えるわけでありまして。介護を要する状態となっても、できる限り住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、介護サービスを総合的に、そして一体的に提供できるシステムということで、定着しているというふうに理解しております。

市におきましては、これまで特別養護老人ホームを初めとする施設整備、そして在宅での暮らしを維持しながら自立した生活が継続できるよう居宅介護サービスに力を入れるとともに、生活機能の維持向上を目指す介護予防にも積極的に取り組んできたところであります。しかしながら、高齢者人口の増加とともに介護認定者数もふえております。そういったことで、介護サービスを必要とする方も増加しているわけでありまして、保険料の上昇につながっている結果となっているところであります。

国におきましては、今後とも介護保険制度の持続可能性を確保するという観点から、平成27年度から介護保険制度の改正では、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平性の視点から、サービスの充実の重点化、効率化を一体的に行うという内容になっております。費用の負担、公平化については、一定以上の所得がある利用者の自己負担をことしの8月から2割に引き上げるといふふうにしていただいております。

寒河江市といたしましては、国の施策を踏まえながら県とも連携を密にして、この持続可能な介護保険事業の運営に今後とも努力をしま

いたいというふうにご検討いただいております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 次に、少し中身に入ってお尋ねをしたいというふうに思いますが、この地域支援事業の予防給付の単価設定は、全国一律ではなくて、市町村の裁量に委ねられることになってはいますが、その市町村の財政力によって差が出てくるのではないかなというふうに思います。また、サービスの面では、高齢者の尊厳の維持あるいは自立支援というふうなところを掘り下げて、あるいはそういうところに問題を寄せる自治体とそうでない自治体とでは差が出てくるんじゃないのかなというふうに思っております。

また、介護保険料は施設サービスなどを充実すれば充実するほど、それと比例して上がっていくわけでありまして、引き上げられるということになるわけでありまして、総合事業の単価が一律でなく、各保険者の裁量に委ねられているというようなことから、地域間の格差が生じることになるような感じがいたしております。

ひいては、住んでいる地域によって要介護度、あるいは重度化へ移行するような、進行するような度合いが違ってくるような感じがするわけでありまして。このことは、つまり国が責任を放棄して、地方に責任を転嫁したことを意味しているんじゃないのかなというふうに私は思っているわけでありまして、市長の見解を承りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま御指摘のとおり、この4月からこれまでの介護予防給付の訪問介護及び通所介護の事業については、市町村が行う地域支援事業に移行をして、新たな介護予防・日常生活支援総合事業として実施をされるということになっております。

具体的には、国が策定するガイドラインなどに従いながら検討し実施するという事になっていますが、各市町村が自主的に地域の実情に合わせて住民等の多様な主体が参画をし、多様なサービスを実施するという事で、地域の支え合い体制というものの構築を推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にするという事を目指しているところであり

ます。
この新制度への移行に当たっては、予防給付の訪問介護、通所サービス利用者については、総合事業の現行の介護相当サービスへ移行することとして、利用者にとっては今までと同じ場所で同じサービスを利用することができ、単価は市町村で定めるということですが、寒河江市の場合は国と同じ単価を定めることにしているところでもあります。

ガイドラインでは、地域の実情に応じてボランティア、NPOなどによって多様な生活支援サービスの提供体制を整備することにしていくわけでありますので、寒河江市では県内でも先駆けてこの総合事業に取り組むこととして、受け皿の確保に鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 持続可能な介護保険制度とするためにということで、この給付保険料の水準も推計して、利用者から保険料を徴収しながらサービスを市町村に、言葉は悪いですが、丸投げするような形で、通所介護とあるいは訪問介護が29年から市町村事業に移管されるようなことになるわけでありますけれども、第6期介護保険計画の中で保険者が計画を策定し、地域支援事業の予算の範囲内で通所介護等の予算を決めていくことになって、在宅生活においてこの需要が伸び続けているものの、そこにこの制限が加えられることが予測されるわけでありますけれども、このことについて市としてどういうふ

うにお考えになるのか御見解をお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在、訪問介護、通所介護については、市が個人ごとに介護予防プランを作成し、サービス提供を行っているわけであります。新たな地域支援事業に移行した後も同様に介護予防プランを作成し、サービスを提供することになりますので、サービスを利用される方にとっては前と同様だ、変化がないというふうに我々は認識をしているところでもあります。

現在、地域支援事業費は給付費の3%以内で実施をするということにされているわけでありますけれども、新たに地域支援事業へ移行する現行の訪問介護、通所介護相当サービスの事業費については、前年の訪問介護と通所介護給付費実績の10%増までを上限に加算されることになっております。これまでの給付費の伸びは、約5%増で推移をしておりますので、10%増まで加算することができるということを考えれば、サービスを制限することにはなっていないだろうというふうに想定をしております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 この制限が加えられることはないというふうなことでありましたので、安堵しておりますけれども、ただこれから潜在的な予備軍もいるというふうに、予備軍といえますか、介護の予備軍というふうに言ったほうがいいかもしれませんけれども、そのようにあるというふうなことで把握をされているというふうに思いますけれども、これからはやっぱりその課題として重度化を防ぐためにどういう施策を実施するかということが、各市や町に問われているんだというふうに私は思います。

今後、高齢者がふえて要介護者や認知症の患者がふえるというようなことが予測されますけれども、そのためにも地域や高齢者、そして社会が求めているような地域支援事業に組み入れ

ていく必要があるというふうに考えていますけれども、この点について市長の御所見を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 高齢者の方が要介護状態に陥ることなくて、いつまでも健康で生き生きと生活をしていく。そのためには、生活習慣病などの疾病の予防はもちろんでありますけれども、転びやすくなるとか認知機能が低下するなどといった加齢とともにあらわれる生活のふぐあいを予防する、介護予防の取り組みというものが必要であります。効果的に介護予防を進めていくには、生活機能の低下に気づいていない高齢者の方に適切な情報提供を行って、介護予防事業への積極的な参加というものを促していく必要があるというふうに思っております。

新年度から、介護予防事業参加の後に地域で主体的、継続的に介護予防事業に取り組む環境を整備していくために、若い世代を含めて介護予防に興味を持って、介護予防活動を主体的に積極的に取り組みたいと考えている方々を対象に、介護予防について必要な知識を学ぶ介護予防サポーター養成講座というものを実施していきたいというふうに考えているところであります。その講座を卒業したサポーターが、地域で積極的に活躍できるように自主活動グループの立ち上げあるいはその活動を支援していきながら、地域全体で健康づくり、介護予防に取り組めるよう総合的な対策を進めてまいりたいと考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 地域全体で総合的な対策を考えていくというようなことでありましたが、そこで次にこうしたことを行うことについての懸念といいますかがあることについて申しあげて、市長の御所見を伺いたいというふうに思いますけれども、この市町村に移管される生活支援事業の受け皿は、先ほど申されましたけれども、

この健康な高齢者を含む地域住民やNPOなどの多様な主体によるというふうにされておりますけれども、そのほか社会福祉法人やあるいは民間企業、あるいはボランティアというようなことの活用が、イメージとしては私も持っているわけでありましてけれども、中でも地域包括ケアは大きな一つの課題になるというふうに思います。

そのこと自体も問題でありますけれども、元気な高齢者などのボランティアを活用して、しかも低廉など言っちゃなんなんですが、比較的安い生活支援事業を実施しようというふうにしますと、この介護保険事業の大きな割合を占める2つの事業が、市が管轄するこの地域支援事業に置きかえられるということで、この介護の現場で働く人々の賃金が構造的に変化が起きるのではないかというふうに思われます。このことは大変大きな問題で、構造的な社会問題になりかねないというふうに思いますけれども、市長の御所見を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきましては、前にも御答弁申しあげましたが、地域支援事業に移行しても現在の介護予防給付の訪問介護、通所介護利用者の方は、これまでどおり利用していただくということにしておりますので、そういった意味で内藤議員御指摘のような懸念は生じないのではないかと考えております。

また、新たなボランティア、NPOなどによるサービスというのは、既存のサービスに追加されるというふうに我々は思っております。置きかえられるということではないというふうに思っております。今後、新たにサービスを利用される方については、介護予防プランを作成する中で個人の意向を尊重しながら、多様なサービスの中からその人に合ったサービスを提供して、住みなれた地域でいつまでも暮らしていただけるように対応していく必要があるというふ

うに思っております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 置きかえることではないというふうな市長の御答弁でしたが、つまり持続可能な介護保険制度とするためにというふうな大前提があるわけでありまして、つまり給付の面でも下げていく、あるいは保険料の面でも上げていくというこういうふうなことがあって、つまり私はそういうことからしてやっぱり全体のものを抑制していくというふうなことからすれば、置きかえるんじゃないのかなというふうに思ったわけでありまして。

とすれば、かつて小泉改革の中で経験したような介護職の大量の離職といいますか、そういうことが起きかねないというふうに思いましたので、またそうなることが必至だというふうに考えておりましたので、そういうことをお尋ねしたわけでありまして、しかし今現在、介護に携わるこの働く方々がいるわけでありまして、そこでの思いはやっぱり賃金が抑制されたら困るというふうなことになるというふうに思いますし、そうしたことでこの介護で働く人々が子供を産み育てて、そしてまた労働力の再生産としての賃金総体のこの引き上げが私は必要なんだなというふうに考えているところでありまして、こういうところで議論がなされていかないとそうした介護職が、専門職が、働く人々が減っていく結果につながるというふうに思っておりますので、改めてそうしたことへの市長の御見解をいただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ボランティアあるいはNPOなどによる多様な生活支援サービスが利用可能になってくるということで、あったとしても専門的なサービスが必要な方にはこれまでどおり専門的なサービスを利用させていただくということに考えておりますので、そういった意味での介

護現場で働く人が、そのことによって減少していくということは考えておりませんし、また御案内のとおり、いわゆる今後団塊の世代が75を迎える2025年に向けて、後期高齢者が急増するというに伴い、介護サービスを利用する要介護者がふえていくことが確実だというふうに思いますから、介護人材の確保、逆に重要な課題になってくるのではないかとというふうに思っているところであります。

国のほうでも、介護従事者の賃金については処遇改善が必要であるというふうな認識を持っており、介護報酬改定にあわせて介護従事者処遇改善加算などによって引き続き対策を講じることとされているところでありますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 介護現場で働く人々の処遇改善を図ることが必要だというようなことを申されましたので、それ以上申しあげませんが、ぜひ懸念されることのないように努めていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

この関係で、最後に事務的なことについてお尋ねをさせていただきますが、施設サービスの中で利用者が一番多い特別養護老人ホームは、現在要介護1から5まで利用できるというふうになっておりますし、第6期の介護事業計画では新規の入所者については、原則として要介護3以上というふうにされております。要介護1、2であっても、やむを得ない事情があるときは利用できるというふうな特例措置はありますけれども、現在の特別養護老人ホームの利用者の認定ランクといいますか、認定されている平均的なランクは幾らになっているのかお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 直近、昨年12月の利用実績においてですが、特別養護老人ホームの利用者の要

介護度を平均いたしますと、要介護4.1が平均であります。4.1。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 4.8とすると……。〔4.1〕の声あり）4.1。大変失礼しました。私、聞き違いました、4.1というふうにしますと、今後変わってもさほど影響はないというふうに思われますけれども、それでは要介護度が現在1、2の人はどれぐらいおられるのか伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 特別養護老人ホーム利用者で要介護1の方は8人、要介護2の方は9名、合計17名であります。

全体の占める割合5.5%ということでありませう。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 特例措置もありますので、ぜひそうしたことをお考えの上、今後進めさせていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思いますが、この特別養護老人ホームの利用原則が変わったことで、これまではいざとなったら特養にという思いを支えに在宅介護を続けている介護者にとっては、要介護3でないと利用できないという心理的な負担は非常に大きいというふうに思われます。要介護3以上というふうになりますと、待機数は、これは見かけだけといいますか、これは減ることになりますけれども、現在入所待機者が多くなっているというふうにこの計画でも言うておられますが、その人数と待機月数はどのぐらいになっているのか具体的に教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市内の特別養護老人ホーム3施設から毎月御報告をいただいている入所申し込みの状況によりますと、ことし1月末現在の入所待機者数であります。これは要介護認定を受けていない方も含めてでありますけれども、

合計で472名であります。

平均待機月数は、約28カ月となっております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 それでは、この28カ月というふうなことがありましたが、要介護3にこれをすると、それがどのように変わってくるのか伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 要介護3以上の入所待機者数は260人ということになります。平均の待機月数は、約27カ月ということでありませう。

市といたしましては、この260人のうち特に緊急度の高い要介護4、5の自宅待機者79名を念頭に置いて、第6期の介護保険事業計画において特別養護老人ホームの整備を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 いずれにしてもこの第6期の介護事業計画では、間違いなく利用者の利用料金あるいは保険料も増すことになるわけでありませうけれども、私は市長と見解が違うかもわかりませんが、これはつまり国の私は責任転嫁だなどというふうに思っております。

地方財政はますます厳しくなる一方でありませうけれども、本来国はこうしたところに、こうしたこの介護事業などについて財政負担を大きくやっぱりすべきなんだろうなというふうに思っております。当然、国の法律に基づく制度でありますから、それを取り除いて考えるわけにはいかないということも現実でありますから、国を恨むわけではありませんけれども、財源の厳しい自治体では大変な状況になるのではないかなどというふうに思っております。

同じ枠の中であってもよりよいものをとということで、またよりよい計画になればということで質問をさせていただいたところではありますが、提起したことについてもさまざまな形からさらに検討を加えていただきたいということをお願い

いしておきたいというふうに思います。

続いて、通告番号22番の改正される教育委員会制度についてお尋ねをいたします。

初めに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の文部省通知の運用について伺いたいと思います。

新教育長についての留意事項について、「教育長の任命の議会同意に際しては、新「教育長」の担う重要な職責に鑑み、新「教育長」の資質・能力を十全にチェックするため、例えば、候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続を経ることが考えられること」というふうにあります。市長の考え方と対応について御所見を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 このたびの教育委員会制度の改正に当たって、文部科学省からの通知に御指摘のような点が記載されているところがあります。それは、承知をしているところがあります。

しかしながら、寒河江市の場合、これまでも教育委員の任命について議会の同意をいただく際には、候補者の方から履歴書はもちろんでありますが、それに加えて教育についての考え方、どのような考えをお持ちなのか、あるいは今後教育についてどのように取り組んでいきたいかなどを教育行政についての所見として書面でまとめていただいて、議員の皆様にもごらんいただいた上で同意の御審議をいただいているという経過があるわけがあります。

今回の新教育委員長の任命ということになる場合におきましても、候補者の履歴書、そして教育行政についての所見というものを事前にこれまで同様にごらんをいただくといった手続をとらせていただくことで、候補者の人柄、考え方などについて十分御判断いただけるのではないかと考えております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 せっかく文部省の通知というこ

とでされているわけでありますから、より具体的な考え方を議会等で示されるほうが、私はいのじゃないかなというふうに思っているところでありまして、ぜひこの通知にあるような形で所信表明などを行った上で、この議会の中で議論がされることを望んでおるところでありますけれども、そうしたこともぜひお考え合わせていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

それで、時間も大分なくなってまいりましたので、次に教育委員会について教育委員長にお尋ねをしたいというふうに思います。

この関係で、文科省はこれまで教育委員会の課題として数点挙げられておりますけれども、この点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

1つは、この中にありますとおり、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくいという点についてどういうふうにお考えになっているのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お答えをしたいと思います。

ただいま、私の前、教育長の前に席札があるわけですけれども、確かにこれだけを見るとわかりにくいのは事実だというふうに思います。さらに、委員長は教育委員会の会議を主催し教育委員会を代表すると、教育長は事務局の事務を統括して所属の職員を指揮監督する教育長というふうに言われましても、外からはなかなかわからないというふうなのが実情であろうというふうに思います。

今回の改正によりまして、委員長と教育長を一本化して、いわゆる新教育長が教育委員会の会務を総理すると、そして教育委員会を代表するというふうに位置づけられて、第一義的な責任者であるということが明確にされましたので、

この限りにおいては端的に言えば委員長のポストがなくなるということです、わかりにくさという点では解消されたというふうに認識しております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 時間がなくなってきておりますので先に進みますが、それで教育委員会の審議が形骸化しているということについては、どういうふうにお考えになりますか。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 これもよく言われておまして、制度上、教育長に委任できない事項というのが法定化されていますし、さらに私どもの教育委員会の規則で、これは教育委員会の専権事項ですよというふうなものを定めております。そして、この重要な委員会の専権事項については、議案等の資料の事前送付あるいはその都度、委員の間で現地視察を行うなど、それから年度当初の教育行政の一般方針などの議案については継続審議を実施するとか、あるいは教育委員会協議会の開催等を行いながら議論を深めて、丁寧かつ慎重に審議をしてきたというつもりであります。

また、法定された議案以外にも、御案内の本市のいじめ防止基本方針あるいは学力・学習状況調査の結果と取り扱いについて等、こういう案件については別途十分な審議を尽くしているということでもあります。

ただいま申しあげましたように、私どもとしては形骸化はしていない、あるいは形骸化しないよう努めているところではありますけれども、何せこれは他人の評価の問題ですので、ほかからの評価については私どもも謙虚に受けとめるつもりであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 つまり、教育委員会としては、こうした文部省で出されている資料のあることは当たらないというようなことだろうというふ

うに理解してよろしいでしょうか。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 当たらないというふうなことではなくて、あえて申しあげれば、今度の新しい制度によりまして、新教育長の判断によって委員会への迅速な情報提供や会議の招集が実現される、それから新教育長に委任されている事務の管理執行状況を会議で報告していただく義務が生じていると。あるいは、会議の透明化のため、原則として会議の議事録を作成し公表する。こういう透明化を図るというふうなことで、審議の形骸化が防げられる、そういう意味では、今以上に審議の活性化が図られるというふうに理解しております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 いよいよ時間がなくなってきましたので、1つ飛ばしまして、地域住民の民意が十分反映されていないということについては、こういう指摘についてはどういうふうにお考えになりますか。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 まず、教育委員の選任制度が必ずしも教育の専門家だけでない、一般の住民の意向を教育行政に反映する、いわゆるレイマンコントロールという考え方によって構成されておまして、このこと自体は踏襲されてきたと思っております。

また、本市の教育行政の指針を定める教育振興計画の策定におきましては、検討委員会を設置し、あるいは市民各界各層の意見を反映させております。

また、このたびの中学校給食の導入に当たりましたが、市民や関係者の意見を十分取り入れながら実施しているということもございます。

また、これは私どもの努めておるところですけれども、社会教育委員の方あるいはスポーツ推進審議会の委員の方、公民館連絡協議会の役員の方々と懇談会を開催し、広く市民の方々の

意見をお聞きするよう努めているところであり
ます。

また、御案内のとおり私ども教育委員会の事務事業につきましては、事務事業の点検・評価ということで3名の外部の学識経験者、外部評価委員に委嘱し、点検評価をいただいております。

こんなことで、何とか十分に市民の方々の意見を広く私どもの施策に反映されるよう努力しているところであります。

また、今回の制度改正におきまして、地域の民意を代表します市長が総合会議を設置し、私ども教育委員会と協議調整することということになっておりますので、より民意を反映した形での教育行政が推進できるのではないかとこのように考えております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 確かに今、委員長申されましたとおり、最近では中学校給食の件なんかでは市民の意見を取り入れたというようなことであります。かつては、いろんな議論をしてなかなか実現しなかった、こういうふうな経過がありますので、私もそれはそのとおりだなというふうに思っております。

今、新しい仏をつくるわけでありまして、新しい魂を入れるような形で実践されることを望んで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

高橋勝文議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号23番、24番について、15番高橋勝文議員。

○高橋勝文議員 議員といたしまして最後の一般質問になります。

当面、課題に直面するであろう事項を素直に質問させていただきます。できれば一步前の答弁を期待し、新政クラブの一員として質問させ

ていただきます。

きょうの新聞でありますけれども、一般財団法人地域活性化センターが主催いたします第19回ふるさとイベント大賞の優秀賞に寒河江のみこしが選ばれ、表彰を受けられたというような記事がありました。市長を初め寒河江の八幡宮、そして青年会議所、さらには神輿会、そして関係者皆さんに、まずもって敬意と感謝を申し上げます。今後とも市民と一体となった活動を精進されることを御期待申し上げる次第であります。

それでは、本題に入ります。

まず、通告ナンバー23番です。農業生産基盤の整備につきまして、質問をさせていただきます。県とのかかわりもありますので、ダイレクトな質問にさせていただきます。

西庁舎の管内における最上川水系の一級河川は、全部で40河川です。総延長は、211キロ948メートルであります。そして、寒河江に関する河川は8つだこのように思っております。その中で一番長いのが寒河江川で、45キロ448メートルとこのように記憶をしております。そのほかに、白岩地区でありますけれども熊野川、そして実沢川、赤沢川、そして醍醐管内には田沢川、そして寒河江管内には沼川、新沼川、そして赤沼川があります。合わせて8河川であります。

四季を通じまして田畑を潤す一方でありまして、下流に行きますと排水として利活用されておるようであります。

この一級河川にかかる農道橋の前後を秋の稲の刈り取り時期につきましては、黄金色の稲穂が光って見え、NHKのテレビの日本の風土記にも出てくるような光景となります。大宗の農道橋は、築後40年から50年経過をしております。つり橋も中にはあります。一級河川にかかる農道橋でありますので、占有許可をいただき、橋の形態によりまして、10年間くらいの間隔で更

新なされているものと推察しております。

経年劣化により老朽となっている橋も見受けられます。近きところに占用許可条件書を満たすことができなく、市に相談されることが想定されます。そのような場面が生じた場合、市としてどのように対応されるのか、まずは質問をいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 高橋勝文議員におかれましては、今期をもって御勇退されるというふうに伺っておるところであります。5期20年、その間第30代、そして第31代の議長ということなどを歴任されて地域の発展、そして寒河江市政の発展のために大変な御尽力をいただきましたこと、この場をおかりして感謝御礼を申し上げたいと思います。今後も健康に十分留意をしていただいて、御活躍をいただき、また我々にも御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

早速、御質問にお答えをしたいというふうに思いますが、農道橋保守における市の対応はどうかということだろうというふうに思いますが、先ほど市内の一級河川8河川ということでありましたが、農道橋については33基ほどあるというふうに考えております。その管理については、地域の農道管理組合などに行っているというケースが多いわけでありますので、その改修についても地元の農道管理組合が市からの補助を受けて行う。改修についてはですね。そういう場合、例えば幸生の子ッ丁橋とか起田野の橋などがそうであります。また、県営土地改良事業で行う場合、中向二番橋、三番橋、それから市営の土地改良事業、中向の一番橋ということで実証されているわけでありますけれども、地元から受益者負担金を納めていただいている事例があるわけであります。

一般河川の農道のかかけかえについては、川幅が広くて河川部分及びその上流、下流の河川改

修も必要でありますから、費用のほうも多額になるということが想定されるわけであります。そういった場合、市のほうに相談に来られた場合はどうかということではありますが、第一義的には受益面積や改修費用が県の土地改良事業に、採択要件を満たすような場合であれば、県の事業として採択に向けて改修をしていくと。第2には、県の事業の要件を満たさないような小規模な農道橋改修については、市の担当の土地改良事業補助金によって支援をしていくというのが一般的だろうというふうに思います。

また、大がかりな改修ということになると、費用も多額でありますけれども、その農道橋について点検を行って、長寿命化のための補修あるいは小規模改修ということも費用の面から見ても一つの方法ではないのかというふうに考えているところであります。そういうことで、補修なんかができれば、少ない費用で対応できて維持管理もしやすくなるというふうに考えているところであります。

この小規模な補修、改修の費用などについては、今年度から各地区で取り組んでいただいております多面的機能支払交付金、それから中山間地域直接支払交付金などを充てることになっておりますので、そういった意味で受益者負担の軽減などにもつながっていくのではないかと考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 高橋議員。

○高橋勝文議員 御答弁ありがとうございます。

今、市長から答弁あった中でありますけれども、実はこの質問につきましてさほど気にはかけておらなかった次第であります。ということは、私ども中向の沼川の関係で、市の事業主体の事業と県の事業主体の事業、そして全く市単の事業ということで3つの事業にかかわった中で、中向の沼川だけの課題ではないのかなどこのように感じております。

特に、実沢川につきましては、非常なほどの本数の橋があるということであり、実態を見ますと、川を渡って、実沢川一級河川を渡って対岸に農地があります。その面積が非常に少ないということで、例えば受益者負担というようなことが出てきた場合に、費用対効果で土地の所有者、中には耕作している方もあります。その中で、費用対効果で耐えられるのかなとこのような心配をしているところでもあります。そのくらい実態、緊迫しているということでもあります。

それで、ここに県の河川管理者、山形県知事吉村美栄子さんと河川占用許可条件書、そして許可申請書、ここに書かれてもらっておりますけれども、なかなか厳しい条件になっております。参考的に申しあげます。例えば、河川占用許可条件書の第5条、許可を受けた行為を廃止したときは、その事実が生じた日から15日以内にその旨を建設部長に届け出ること。第7条、許可を受けた者は、許可期間が満了したとき、または許可が取り消されたとき、建設部長の指示に従い、その場所を原状に、原、元に復し、検査を受ける。2項、占用に起因して堤防、護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、みずからの責任をもって原状に復旧すること。このようになっています。

例えば、一番最初、自分の必要性で県の一級河川に橋をかけるということで、県のほうに相談に行って、こういう約束の中で許可を得るんだよということで、そういう方はわかると思います。しかし、建設されてから時の経過の中で変わっている場合が相当あるということです。中向の橋も沼川の橋も本来であればそういう契約書があるはずですが、ないんです。要するに、県のほうで沼川改修の際に機能補償で橋をかけてくれたと。それが、50年たった中で今回、改修のほうにおりたということで、契約書は県のほうでも発行していない、受益者も

もらっていないと。その中で事業展開がありました。

特に、佐藤市長からは御配慮願って、26年度で完成の運びになったわけであり、実沢川なんかは非常に厳しい環境、そして中向にもあります一級河川、沼川の3本、赤沼川には6本あるんです。合わせて9本。4河川は整備しましたけれども、今から5河川改修の時期を迎えているというようなことになる中であります。

だから、市長は33基であろうと話した中でありますけれども、それよりあるのかなとこのように勝手に推測をしている中であります。そういう中で、例えば沼川4河川をした事業で、総額で2億2,500万円でありました。受益者負担は4,600万円です。受益面積が62町歩あったので、約10アール当たり7万円から7万5,000円ということで、平成33年までかかって返済の方向で進んでおります。

そういう中で、なかなか橋の許可、更新を受けるに厳しい環境だということを今後、河川管理者はあくまでも県でありますので、県の職員も3年に1遍くらいかわります。変わらないのは橋のかかっている県です。そして、契約書を持っている方、中には契約書を持っていない方もあります。そういう中でありますので、ひとつ県のほうからも実態を見てもらって、できる限り地権者のほうに負担がかからないような方策を今の段階から私はすべきであろうとこのように思っている中であります。その辺、市長の答弁を期待いたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 農道橋の実態などについては、やはりなかなか県当局のほうでも、担当者もかわるということもありましようけれども、実情について、要するに受益の農家の実情などについてもなかなかそこまで理解がいていないのではないかとというようなことも御指摘にありま

したし、我々もそういったことを懸念するわけ
であります。

1つは、農家の方も高齢化していく、あるい
は耕作放棄地もふえていくなどということにな
ってくると、なかなかそういう意味で、それだ
けでも受益者負担がふえていくということにも
つながっていくわけでありますので、我々はそ
ういう実情などについてもやはり県の理解をい
ただくということが必要であります。また、で
きるだけ農道橋の現況というものを点検させ
ていただいて、その改修などについてもできる
だけ早目に県のほうに説明をして、状況を知っ
ていただくということで、今後より一層情報につ
いて県当局とも共有化をして対策をあわせて考
えていくということに努めていきたいというふ
うに思います。

○**鴨田俊廣議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は13時ちょうどといたします。

休 憩 午後 0時00分

再 開 午後 1時00分

○**鴨田俊廣議長** 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

高橋議員。

○**高橋勝文議員** 農道橋には直接かわりのない
部分でもありますけれども、幸生地区の熊野川、
柴屋橋の上流にもう一つの市道の橋があると思
っています。今回、27年度の事業では、柴屋橋
の長寿命化に向けて対応するようになっており
ますけれども、その上流にある橋を見ますと大
分傷んでおるようであります。そして、上流に
向かって左のほうにうちもあるとこのようなこ
とで、今後いろんな部分で注視すべき橋と思っ
ておりますので、ひとつ市の当局におかれまし
ても関心を持ってもらって今後対応方をお願い
したいと、このように要望だけしておきます。

先ほど農道橋の中でちょっと昼の時間に思い
出した中でありますけれども、川柳があります。
「離れきて 五百町歩 野に返る 親子のキツ

ネ たわむる」とこのような川柳があります
ので、そのようなことのないようにひとつ御配
慮方お願いしたいこう思っております。

それでは、舗装農道の改修関係での質問に入
らせていただきます。

昭和36年の6月に農業基本法が制定されまし
て、本法の第2条、国の施策によって農業構造
改善事業が展開されました。各地区で展開さ
れた中でありますけれども、水田農業に至っては
30アールの区画整理が特に西部地区、高松から
白岩、醍醐という部分で整備された中でありま
す。そして、中山間地におかれましてはパイロ
ット事業、そして農業の総合資金、10年据え置
き、後の10年で返済するというところで、20年間
にわたっての借り入れで山の開発等で果樹園が
造成されました。

昭和45年ごろになりますと、今度は一転して
減反政策に入っただけでまいりました。その中で、
水田におきましては果樹園芸作物が奨励されま
して、そして作業の効率、さらには荷傷み防止
ということで、水田転作の促進事業、そして高
度転換対策モデル事業、さらには樹園地農道整
備事業、国や県の補助をもらって、そして高速
関連事業で農道の舗装がなされました。私も
転作とか高転とか樹園地関係で南部農協にいた
ときに、高速関連もあわせてでありますけれど
も、全ての事業に関与してまいりました。その
ときは、生産団体が事業主体になっても国の
県補助事業を受けたとこのようなことで、その
経験がある中でありますけれども、寒河江市
全体を見渡しますと農免農道、これを除いて、
農免農道もあります。例えば、清水山、長峰、
そして畑まで行く、畑の市民荘から牧場を
おりてくる農免農道3本ほどありますけれど
も、それを除いても約60キロぐらい舗装さ
れているのかなとこのように見ております。

それで、割かし早くしたところにつきまして
は、48年から53年にかけて樹園地農道で舗装さ

れたところがあります。アスファルトは、税法上でありますけれども、10年の耐用年数とこのように記憶しております。約40年もたっているという部分で、場所によってはクラック状とか亀裂も入っておりまして、補修しなければならないような状況になっております。

ここに農業委員会の会長もおりますけれども、例えば市長も農業委員会も、そして農協もさまざまな対応の中で農地の流動化が促進されておりまして、農地の耕作放棄地解消という面ではいい方向に進んでおります。しかしながら、受益者負担という視点での農業生産基盤の整備から申しますと、かえって難儀な方向になっているとこのように私は理解しております。

そこで、近年、特に昔の標準小作料、今はそういう表記をしませんけれども、そういう賃貸借料が年々下がっておりまして、借り手が不足ということから無償貸与という一つの現状も昨今多く見られるようであります。今後、賃貸借料金の逆転現象も出てくるとこのような推測をしております。

今、ある程度の規模で舗装道路の改修を行うところになりますと樹園地型の農道整備事業、そして畑地帯の総合整備事業、これらがあります。樹園地は50ヘクタール、片方は30とか10とありますけれども、今の最高の市で考えている一つの企業の取り組みでは、受益者負担が15%だとこのように想定されます。想定。先ほど言ったように、例えば昭和50年代については78%の補助で22%が受益者負担という一つの時代がありました。それでも、どんどん整備された時代がありました。それでも、22%補助ということは、県と国、市で3%の補助。だから、市で3%かさ上げして、22%の負担ということで、それでも「すねが」というと「わかった。んだら、すんべ」ということですよ。大半、前に進んだ時代がありました。

ところが、昨今、先ほど言ったような時代の

中で非常に農家も、そして農村も疲弊し、そして脆弱になっているという中で、費用負担もなかなか耐えられないような状況になっているという中で、何とか受益者負担という部分で軽減になるような方向性をひとつ市長にお尋ねしたいということでもあります。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この御質問の土地改良事業における受益者負担の割合というものについては、御案内とは思いますが、農林水産省が示している国営及び県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針というものに基づいて設定をしているというのが、大半であろうというふうに思います。負担金というのは、受益者と非受益者の公平性を図る上で不可欠だということになっているところであります。

しかしながら、これまで土地所有者が負担してきた土地改良事業受益者負担金について、高橋議員御指摘のように農地集約の進展、さらには小作料の減額、そして地価の下落などによって土地所有者が負担することができない状況が見られるということで、そのことがなかなか農道の舗装等の土地基盤整備事業に取り組むことができないという話も、ケースも多くなっているということでもあります。

私どもは、農業の維持発展をしていくためには、今後ともそういった基盤をつくる、農道の舗装を初めとする土地基盤整備というのは、今後とも必要な事業だというふうに理解をしているところであります。そういう意味で、より有利な事業の選択とあわせて、御質問の受益者負担軽減については、今後大いに検討してまいらなければならないというふうに考えております。

先ほども御答弁申しあげましたが、小規模な維持補修ということでありましたら、多面的機能支払交付金あるいは中山間地域直接支払交付金などを活用するということができますので、そのことが受益者負担の軽減にもつながってい

くものというふうにも思っているところであり
ます。

○鴨田俊廣議長 高橋議員。

○高橋勝文議員 先ほど市長からお話あった中で、
26年度からこの多面的ということで交付金のあ
らまし、私も持っておりますけれども、さまざ
まな施設の長寿命化に向けての取り組みに対す
る支援もあるようであります。私もこれらを見
ておりますけれども、例えば長寿命化にした場
合、田んぼであれば3,000円、畑であれば、果
樹園であれば2,000円ということで、例えば60
町歩、例えば掛けると、年間に2,000円だと120
万円しかないだね。10年しても1,200万円。

今、アスファルトのオーバーレーンというこ
とができます。市道でもオーバーレーンしてい
ますけれども、聞くところによりますと、ある
業者から聞いた中でありましてけれども、平米
1,590円かかるとこのように言われております。
例えば、先ほども一級河川のほうで土地名を出
しましたけれども、中向の場合に全長で11キロ
800メートルあるんです。11キロ800。例えば、
幅員が3メートルとなって、3メートル掛ける
11.8キロ掛ける1,590円を掛けますと、約5,000
万円から6,000万円という数字が出てくるんで
す。だと、この事業ではなかなか取り組めない
と。期間がかかればいいんですけれども、53年
にできたアスファルトで、今現在非常に劣化し
ているという一つの中でありまして、その辺、
先ほど市長から前向きな答弁をもらいました。
ひとつ、そのような場面が出てきた場合、前向
きにひとつお願いしたいと思っております。

なお、余りいいことだけ話しなくて申しわけ
ございませんけれども、例えば幸生にブドウ畑
あんのよっす。昭和61年、私もそのときは農協
におりました。地域営農生活改善契約書という
ものをつくりました。そのときの作業チームの
一員でありました。今も記憶していますけれど
も、幸生にブドウ畑が昭和61年、15町歩あった

んです。寒河江市全体では186ヘクタールあり
ました。今、何ぼだかということ、農協から聞き
ますと73町歩だそうです。半分にも、半分以上
に減ってきたということで、特に耕作放棄地が
出てきますと、農道も一体的に劣化が進むと。
農道のいろんな部分でマイナスの要因が出てく
るということでもありますので、ひとつそのよう
なことも実態であります。

なお、市長から先ほど受益者負担という話が
出ました。ちょっと私、これには少し疑問を感
じていますので申し上げます。受益者負担につ
きましては、公共財のもたらす具体的な特別な
利益の存在を前提に、その受益の程度に応じて
負担されるもので、公平の原則に照らして受益
の限度内での利益を公共に返還させ、費用の一
部に充てようとするものであるとこうあります。

しかし、例えば負担能力があればいいんです
けれども、負担能力がなければ公共事業や補助
事業があってもその能力のないところには実施
できないとこのような問題も出てきますので、
市長もよくよく今までの業績というのはわかる
と思っておりますけれども、そのようなこともひとつ
頭の中に入れていてもらいたいとこのように要
望をしておきます。

次、通告ナンバーの24番、さくらんぼの輸出
試験につきましてお尋ねをいたします。

T P P 協定への参加に伴う我が国の農業の悪
影響ということで、さまざま報道されました。
T P P の協定は高い水準の自由化を目指してお
り、関税の即時完全撤廃を原則としておる中
であります。政府の試算によりますと、農林水産
品の関税撤廃によって安い外国産の輸入が入っ
てくるということで、国内では約3兆円の農林
水産物の生産減少が見込まれると国のほうで推
定しておるようです。その内訳を見ますと、米
で1兆100億円、牛と豚肉関係では8,200億円、
その他ということで8,300、林産物は490億円、
そして水産物が2,510億円とこんなことであり

ます。

そのような国の方向でありますけれども、今現在、円安そして東南アジアの経済発展、日本食の評価向上ということで、農林水産物の輸出も近年大きくなっているということも聞いております。国では2020年、1兆円を目標に強い農業を目指すということで、安倍首相は力説をしておるようであります。県におきましても、吉村知事を筆頭に、農林水産物の輸出につきまして取り組み強化の方針のようであります。私も農家の一員でありますので、非常に関心が深いところで、大いに期待している中であります。

そこであって、平成25年8月29日でありますけれども、農水省では農林水産物食品の国別品目別輸出戦略を公表しております。この輸出戦略は、策定に当たっては素案段階から各地で意見交換会を行って、現場の意見を反映させるというようになっておるようであります。

当市でも25年から農産物の主力でありますさくらんぼ、中でも紅秀峰の輸出試験事業に取り組んでまいった中であります。25年は、現地バイヤーや消費者への試食、そして市場調査、さらには輸送試験を実施。これは、25年の決算主要な施策の成果より申しあげております。そして、26年度、台北での百貨店での試食や試験販売、そして輸送試験を行い、平成27年からは本格的な輸出を目指すとともにこのように26年度の施政方針で佐藤市長は申しあげたところであります。

そして、今年も取り組むとこのようになっておるようであります。その中で、2カ年間、25年、26年ということで、2カ年間の中でどんな事柄が課題としてあるのか、ひとつお尋ねをいたします。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 紅秀峰の輸出試験事業に対する御質問でございますけれども、平成25年度から実施をしているということではありますが、御指摘のとおり25年度におきましては台北で開催さ

れました国際食品見本市フード台北2013に出展をして、日本パビリオンにブースを構えて来場者に試食をしていただきました。2,000名ぐらいの方に試食をしていただいたところでありまして、またアンケート調査も行いまして、528名の方から協力をいただいて実施をしたということでもあります。

26年度においては、具体的に今度は台北市内の百貨店、台北の中でも最高級という百貨店が3つあるわけでありましてけれども、太平洋SOGO忠孝館、それから太平洋SOGO復興館、それから微風広場の3店舗で7月の18日から3日間プロモーションを行って、試験販売をさせていただきました。台湾の方々是非常に、御案内のとおり、親日的であります。そして、日本の農産物、食品に対しては、安全・安心だということで、大変信頼感を持っていただいておりますので、そういったこともあって昨年度のアンケートあるいはプロモーションでの市民の反応については、大変よかったのではないかというふうに思います。

紅秀峰の外観については、色は非常に美しいということでありました。また、大きさについてのあちらの方の印象は、普通の大きさだということであります。それはなぜかということ、隣にアメリカンチェリーが並んで売っているということありますから、そのアメリカンチェリーと大体同じような大きさであちらの方は認識をしているということあります。問題は値段であります。値段はアメリカンチェリーの約3倍ということで、高いという印象はやはり持っていたところではありますが、実際試食していただきましたが、試食した結果は推察のとおり甘くておいしい、ぜひもう1回食べてみたいという御意見が多かったように思います。

試験販売などをさせていただいた印象としては、台湾の消費者の方はよいものにはお金を出すということあります。よいものにはお金を

出しますが、品物はしっかりと確認して購入をしていくという印象を持ちました。そういうことでありますので、輸出する紅秀峰の品質、規格などは統一して、やっぱり色や大きさのばらつきがないものを持っていく、出荷していくということが必要だというふうに思います。

それから、輸送試験ということもさせていただきましたが、やはり輸送時に傷みあるいは損失を少なくするということが課題であります。紅秀峰は、実がかたく日もちがするさくらんぼでありますけれども、損失を少なくしていく、傷みを少なくしていくということで、コストを下げ販売価格を抑えていくということが、やはり課題の一つであるというふうに認識を持っているところであります。

○鴨田俊廣議長 高橋議員。

○高橋勝文議員 25年、26年の反省を踏まえて、ことしも試食販売さらにはプロモーション、販促を展開するとこのような施政方針であるようでありますけれども、本年度取り組む姿勢についてお尋ねをいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 27年度、3年目になるわけありますので、しっかりとした将来への基盤をつくっていく取り組みをしていかなければならないというふうに思っております。

そのためには、1つには輸送用紅秀峰についての生産体制の確立、さらには通常の流通ルートを使った輸送に展開をしていく、そして現地消費者との来年度以降の販売戦略を策定していくなどきちんと道筋をつけていく必要がある、そういう予定にしていきたいというふうに思っております。

プロモーションにつきましては、紅秀峰の解禁日、御案内のとおり7月1日前後ということになりましようから、プロモーションは7月中旬ごろに実施をしていきたいというふうに思っておりますし、場所につきましては、これは交

渉事でありましようので具体的にはこれからということでありましようが、基本的には台北市内の高級百貨店で引き続き開催を、プロモーションをしていきたいということでありましよう。

持っていく紅秀峰については、これも26年度と同様でありますけれども、農協から出荷して東京において仲卸業者に売り渡しをして、仲卸業者から現地の商社が買い取って販売するという流れになっているところであります。現地での、台北での販促活動などについては、3年目ということもありますので、来年度までは市の職員あるいは農協の職員が協力して行っていきたいというふうに考えております。

細かい話をしますと、容器などについても、輸送はばらの箱詰めで行いますが、店頭では200グラムのフードパックなどで販売をしていこうということでありましよう。現地で品質を確認しながら詰めかえをするということになるかというふうに思います。

販売数量であります、今年度は45キロを計画したわけでありましよう。来年度、その倍を予定させていただくということを考えております。品質については、2L以上の特秀もしくは秀で規格を統一していきたいというふうに思います。

単価でありますけれども、単価は、生産者からの買い取り単価については、国内で販売しているものと同等以上というふうに考えております。現地での販売単価でありますけれども、26年度は1キログラム当たり約、日本円にして7,500円でありました。完売しておりますので、1キロ当たり7,500円で完売しておりますので、27年度につきましても同じ程度の値段であれば十分可能だというふうに考えているところであります。

さっきも申しましたけれども、28年度以降に向けて体制もやっぱりきちんとしていくということが必要でありますから、実際に輸出事業に取り組む、そういった組織を立ち上げて持続可

能な体制を構築していければというふうを考えております。

○鴨田俊廣議長 高橋議員。

○高橋勝文議員 今、市長のほうから前向きな答弁をもらった中であります。それで、過般、寒河江支所のさくらんぼ部会の総会がありまして、その際に、大沼さんという方が部会長をしておいて、部会長挨拶の中に26年度のさくらんぼの生産量が1万9,000トンですと。県内は、山形県は、そのうち75%に相当する1万4,500トンですと。その次は、北海道の余市ですと。その次が山梨県で1,100トンですと。

山形県につきましては、東根が一番で3,800トン、天童が2,900トン、そして寒河江が2,200トンですとこのような話をされた中でありますが、「ほお、なるほどな」とここで私も「日本一さくらんぼの里寒河江」ということであったんで、そのくらい、3,800トンの東根と2,200トンの寒河江、大分差が出てきたなとこういうふうに思って少し頭が上がらなくて、頭が下がったような感じがした中であります。

そして、紅秀峰につきましては、県内で、24年で少し古い中でありますけれども383ヘクタールで、寒河江市の場合は39ヘクタールとこのような数字が出ておるようであります。今、テレビのほうで、さまざま各市町村の27年度の施政なんかも報道されております。きのうですか、おとといですか、東根の関係で、東根は輸出に六百何万円だか予算を確保したとこのような話が聞こえてきます。寒河江は、スタートはいいんだけど、後ろからスポーツカーで追いかける、一つのさくらんぼの環境も少し感じるところでありますので、ひとつ東根からは最低限負けないような一つの生産者本位に今後取り組んでもらいたいということでもあります。

なお、その中で組織化の話も出ましたけれども、27年度の販促、プロモーション関係で、できればですけども、栽培者で土田君が行っ

たということを聞いています。要するに、品物を生産する方ということで行ったと思いますけれども、ひとつさくらんぼの紅秀峰の栽培会、ルビーの会というのかな。土田彦雄君が親分になっている組織がありますけれども、そういう方からも販促のほうに連れていくことによって、「ああ、私らがやっているんだな」と、「頑張らんないな」と、そういう体験を栽培者のほうに即できるようなことが望ましいと思いますので、できればそのような体制を27年度に考えてもらいたいとこのように要望しますけれども、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 生産者の方がみずから栽培した農産物、紅秀峰について消費者、消費地でどういう反応を持っているのかということのみずから確認していくということは、その後の生産活動にも大いに役に立つというふうにも思います。そういう意味で、26年度、去年のプロモーションについて紅秀峰の生産者、土田さんにみずから栽培した紅秀峰を持って行っていただいて、そこで販促活動を一緒に協力していただいたということでもあります。

できれば、27年度、さらに量を拡大して現地で展開をするということでもありますから、生産者の方からもぜひ行っていただきたいというふうに思っているところでありますので、今後打ち合わせをさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 高橋議員。

○高橋勝文議員 ありがとうございます。それでは、時間も……。

例えば、山形県でもさくらんぼは寒河江だけ栽培しているわけでないということでもあります。リンゴは、平成16年から朝日町のほうで出荷しました。その際は、14トンだったと思います。朝日町のリンゴは、26年度38トン900の実績ということで、朝日町でもリンゴの輸出です。朝

日町の栽培面積、リンゴは約500町歩ぐらいあると思います。収量2トン500に反収計算しますと、1万2,500トンくらいの生産量はあるはずで、そのうち、約40トンの輸出ということで、10年経過してその程度とこのようになります。そのくらい、産地間で競争になっていると。

特に北海道、それから九州につきましては、タグを組んでやっているというところに強みがあって、そういう一つの今の輸出環境だということで、産地間輸出の事業者間の競合という観点から、輸出の戦略実行委員会で今後さまざまな指示がされるような感じをしております。

そういう中で、今後さくらんぼだけというようには市長、考えてはいないと思います。そして、輸出先は台湾だけでも考えていないと思います。幅広く、品目もそして出荷先も幅広く考えていかなければ、輸出の生産者の希望にかなえないところだと思いますので、今後輸出の先、そしてその品目についていかが考えているのかお尋ねをいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 農林水産省の輸出戦略、青果物の輸出戦略の資料を見ますと、富裕層に加え中間層の開拓によって輸出量が大幅にふえる可能性のある国として、台湾、香港を掲げております。また、新規市場の開拓としてタイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア、シンガポールなどを挙げているところであります。県のほうからは、シンガポールなどにも目を向けてほしいという要請もあるわけですが、現在は台湾のほうへのさくらんぼ輸出ということに取り組んでいるわけでありまして、もう少しグローバルな観点からさらなる輸出先として考えておりますのは、1つには香港なども可能性はあるというふうにも思いますし、また姉妹都市である安東、韓国なども、再びということになるんでしょうかね。そういうことで、さくらんぼ、紅秀峰については研究をしていきたい

というふうにも思います。

また、紅秀峰のみならず他の品目ということでもあります。台北の百貨店に行きましたら、日本の北海道ですかね、でんすけすいか、それから福島ですかね、桃など、ブドウなども並んでおりましたから、日本の各都道府県からの農産物、相当な量が行っているということでもあります。そういった意味で、寒河江のブドウあるいは桃、ラ・フランスなども可能性はあるというふうにも思いますし、またつや姫、さらには牛肉なども可能性としては高いというふうに思いますし、それから輸送のことを考えれば清酒などという加工品などについてもできるのではないかとこのように思います。

そういったことが可能性としてありますので、そういう輸出のできる環境を整えながら品目をふやしていければというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 高橋議員。

○高橋勝文議員 前でありますけれども、カナダに庄内柿の出荷をした歴史があります。そして、ソビエトにもふじりんご、これも出荷した経過があります。そのときも私、担当でありましたので、どっちかという日本の輸出先につきましては、関税がありますので、低いところ、そして非関税措置も厳しくない地域ということもみんな狙うんです。当たり前だと思いますが。今後、さまざまTPP等でまた環境が変わってくると思います。ただ、円安ということも輸出環境につきまして非常にしやすい環境だと思います。これが、円高になればまた変わってくると思います。

よって、いろんな社会環境が変わっても、常に一定量輸出できるような品目、産地体制を構築する必要があるとこのように思っていますので、時間も参りましたので……、輸出するのは国でもない、市町村でもないのよ。生産者、事業者です。そういう一つの位置づけをみんなして、位置づけを忘れないでやっていくことが輸

出の拡大につながってくるとこう思っていますので、ひとつ市長、今後ともトップセールスということもありますので、よろしく願い申しあげ、一般質問を終わります。ありがとうございました。

荒木春吉議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号25番、26番について、11番荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 私は、新清・公明クラブの一員として通告25、26番の質問をします。市長と教育委員長の答弁をよろしく願います。

まず、25番のふるさと納税について伺います。

ふるさと納税は、応援したい都道府県と市区町村に寄附をすれば、国税の所得税と住んでいる自治体の住民税が減る制度です。08年から地方活性化推進のために始まり、7年がたっています。控除対象者は、08年の3.3万人から13年度は3倍の約10万人となり、急激な伸びを示しています。この制度の概況は、週刊現代2月29日号の197から204ページのグラビアや週刊朝日3月2日号の184ページから187ページなどの雑誌で紹介されています。

そこで、第1問の本市ふるさと納税の現況について伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ふるさと納税の実績について御質問でありますので、お答えをしたいというふうに思いますが、寒河江市の場合、平成20年4月からまちづくり寄附という形で実施をさせていただきました。平成20年から25年までのまず6年間の実績、平均いたしますと、年間平均でありますけれども件数が27件、金額が年で約633万7,000円ということでありました。

そういう実績について、26年になって見直しをさせていただきました。その制度の中身について。見直しの内容については、先ほど議員か

らも御指摘にありましたけれども、返礼品について充実をさせていただいて、現在、その返礼品の品目としては35品目程度ございます。企業や事業者から申請をさせていただいて、さくらんぼ、ラ・フランス、リンゴなどの果物でありますとか、厳選つや姫、それから啓翁桜、またウイナーソーセージセットやJ A西村山管内でモチ米を与え飼育された山形牛、それから日本酒、こだわりの豆腐セット、さらには草履など、本市で生産加工されている特産品を中心に、35品目ほど準備をさせていただいております。

返礼品についての基準は、寄附金1万円以上10万円までについておおむね半額程度をお返しするというようにしております。10万円を超える寄附については一律5万円程度の返礼品を準備させていただいているということでありませう。

そういったことで、昨年10月から大幅な見直し、内容を見直しさせていただきましたが、先月、2月末までの26年度の実績では、寄附件数が907件、寄附金額が2,611万3,000円程度というふうになっております。金額で、前年度までの平均に比べ約4倍という状況になっているところであります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 実質2,000円の負担で家計を助け、アベノミクスのトリクルダウンの及ばない地方活性化を促し、その上、美味でもあるふるさと納税は、現国会審議中の15年度税制改正案が可決されれば控除が2倍になり、確定申告も不要とあって、国市民の気持ちは過熱するとも見られています。

第2問の、現況を踏まえて、本市ふるさと納税の改善策について伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 他の自治体の状況を見ますと、新聞などでも御紹介があるわけでありませうけれども、寄附件数が1万件を超えたとか寄附金額

も5億円を超えるなどということでもあります。県内でも1億円を、寄附金額を超えている自治体も複数あるというような状況であります。これについては、インターネットなどによるPRと返礼品の充実がそういう飛躍的な伸びにつながっているというふうに聞いているところであります。

本市におきましても、今後インターネットや週刊誌などを活用したPRの実施とあわせまして、返礼品をさらに差別化していくなどということで充実を図って取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

また、4月からは寄附された方が簡単に支払うのできるクレジットによる支払いを開始させていただきたいというふうに思いますし、特産品についてもさらに地域資源の発掘、あるいは地域産業振興の観点からもより一層魅力ある特産品の提供に心がけていきたいというふうに思います。また、季節ごとの目玉商品でありますとか寒河江ならではの特産品づくりもしていきたいというふうに考えているところであります。

寒河江はさくらんぼが中心になるわけでありませけれども、数量限定でありますけれども、紅秀峰の詰め合わせ、箱詰めなども返礼品に準備していきたいというふうにも思いますし、秋にはつや姫と谷沢梅をセットにして御自宅などでおにぎりとして食べていただく、あるいは新そばと日本酒のセット、さらにはつる芋と山形牛の詰め合わせによる芋煮セットなどということで準備をさせていただきたいというふうに思いますし、またブランドニットの商品などを特産品として物産の振興という面からも提供していきたいというふうに考えているところであります。

こういったことは、多くの事業者の皆さんからも御協力をさせていただいて取り組みの充実を図っていければというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 2つだけちょっとお話しします。

今回、週刊朝日に珍しく寒河江のバラ風呂セットが載ってしまっていて、週刊誌で宣伝されたのは天童とか庄内町とかあと米沢、そこら辺の宣伝しなくて、最後に週刊朝日に寒河江市のバラ風呂が載ってましたので、ぜひいろんなやつをもっとふやして、納税制度にどんどんお客さんが来るようにしていただきたいなと思います。

私、2月に友達と東京で会って話をした折にふるさと納税の話が出まして、その友達は中学校は陵東中学校です。高校は盛岡、浪人時代が東京、大学時代は洛中ということで、外務省に天上がりしてハンガリーの経済支援を経験した人なんですが、その人が言うには、寒河江はいいところだと言うんですね。私、言われてぼかんとしたんですが、寒河江のどこがいいのやという感じだったんですが、多分さくらんぼか何かだと思うんですね。このふるさと納税、天童市のさくらんぼを見ますと、佐藤錦から紅秀峰までいろいろあると思うんですが、やっているんですね。先ほど高橋議員も言いましたように、天童と東根に負けているんじゃないかという檄がありました。全くそのとおりだと思います。もっと自信をもって、寒河江はいいところなんだという自信をもって、自負心を持って、いろんなやつを宣伝していただければなと思っています。

ぜひ、灯台もと暗しで寒河江のこともよくわからないんですが、ぜひおくれをとることなく頑張って宣伝していただければなと思っています。先ほど市長も言いましたように、何千万円で満足しているような時代ではないと。やっぱり億を目指して、天童の5億円とは言いませんが、せめて億を目指すぐらいの意気構えで頑張ってもらいたいなと思っています。

私、これを一見したんですが、お客さんが見

て果たして目の中に飛び込んでくるんだろかなと思うんですね。やっぱり宣伝するには、お客さんの眼に飛び込んでいくぐらいの迫力がないと物はさばけないんじゃないかなと私は思っています。ぜひ、いろんな思案をめぐらして、知恵と戦術をもって宣伝をしていただければなと思っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、通告26番の学校統廃合について伺ひます。

文科省は、1月下旬に「公立小・中学校の適正規模及び配置等に関する手引～少子化に対応した活力学校づくりに向けて～」を發表しました。同書中では、1学年1学級以下は統廃合を速やかに検討する必要がある、決定権者は地元の市町村であると明記しています。そこで、第1問の本市内検討対象は何校かについて伺ひます。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お答えいたします。

ただいま御質問の手引きでございますけれども、これは本年1月27日に文部科学事務次官の通知として、その別添として公表されたものでありまして、大体このような47ページぐらいから成る冊子でございます。

お尋ねは、この手引きの中の学校規模の標準を下回る場合の対応の目安という項があるんですけれども、そこにおいて速やかに検討する必要があるとされる、小学校で言えば6学級以下、中学校では3学級以下に該当する対象校についての御質問でありました。本市の状況についてお答えを申し上げます。

これは、今後異動などがありますれば児童生徒数変動する可能性もありますけれども、現時点での平成27年度の予定学級数でお答えをいたします。まず、小学校についてでありますけれども、高松小学校、白岩小学校、三泉小学校の3校が6学級、醍醐小学校が5学級、幸生小

学校が3学級というふうになる見通しでありますので、お尋ねの校数は、小学校は5校です。

次に、中学校ですけれども、本市の場合、3学級以下という見通しの中学校はございません。したがいまして、該当する学校は小学校のみの5校ということになります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 続いて、手引き書に盛られている現時点で本市教育委員会が考慮している対応内容について伺ひます。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいまの前段のお答えを受けての対応ということになるかと思ひますけれども、まず現状における対応と、それから将来展望に立った対応というふうに分けてお答えを申し上げたいというふうに思ひます。

まず、現在どのような対応をしているかということからお答えを申し上げたいというふうに思ひます。

御案内のとおりかと思ひますが、学校教育法施行規則におきまして小中学校ともに12学級18学級以下が標準というふうにされております。ただ、ただいまの手引きの中では次のような指摘もなされておるところでありまして、記載のとおり引用してみたいと思ひますが、このような記載になっております。「一口に標準規模未満の学校といつても、実際には抱える課題に大きな違いがあります。このため、学校規模適正化の検討に際しては、12学級を下回るか否かだけでなく、12学級を下回る程度に応じて、具体的にどのような教育上の課題があるのかを考えていく必要があります」というふうに示されているところであります。

本市におきましては、標準学級数を下回る学校におきましても少人数であるメリットを生かし、逆にデメリットを緩和するさまざまな工夫された教育活動が展開されております。若干御紹介させていただきたいと思ひます。

例えば、少人数のメリットを生かす次のような教育活動の工夫が見られます。まずは、一人一人の学習状況や定着状況を的確に把握し、補充指導や個別指導を行うなどきめ細かな指導を積極的に導入している。次に、意見や感想を発表できる機会がふえるということを生かして、教育に役立てている。それから、一人一人にリーダーを務める機会を持たせるよう配慮していると、このようなメリットを生かした活動を工夫しております。

逆に、デメリットを緩和する次のような工夫もしてございます。1つは、異学年、異なる学年集団による縦割り班といいますか、その活動や合同学習などを積極的に取り込んでいる。2番目に、電子黒板を初めとするICT機器を活用したり、現在試行といいますか予定しているところでもありますけれども、幸生小と白岩小ではテレビ電話を使った交流学习活動を実施すべく準備しているところでもあります。次に、保護者や地域の方々から学校教育へ参画をしていただいて、これらの方々を通して子供たちの社会性の関与、多様な考えに触れる機会を確保できるよう努力しております。

これが現状の少人数規模の学校に対する対応でございますけれども、次に市内の各学校の実態や児童生徒数の減少傾向などを踏まえた本市、寒河江市としての今後の展望についてお答えをいたします。

今回、文部科学省が示した手引きの中では、学校規模の適正化に当たっては法令上、標準が定められている学級数に加え、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点もあわせて総合的な検討を行うことが求められるというふうにされております。

本市の場合で申し上げますと、来年度は1学年1学級以下の小学校は、さきに答弁申しあげましたように5校でありますけれども、そのうち

醍醐小については5・6年が複式学級に、幸生小では6年生が1名の単式学級、1・2年と3・4年が複式学級となる見通しであります。また、児童生徒数の今後の推移を見てみますと、これを平成30年度までをとって見ますれば、毎年度市全体の児童生徒数が2桁台、それも多くは2桁台後半のオーダーで大きな減少が予想されるなど、この児童生徒数の減少傾向は今後も続いていくものというふうに想定しております。

このような中で、教育委員会といたしましては市全体としての学校の将来を見据えた展望が必要であるというふうに考えております。一方、学校というものは、言うまでもありませんけれども、児童生徒の教育のための施設であることはもちろんであります。地域のコミュニティーの核としての性格を有し役割を担うものでありまして、地域とともにある学校づくりの視点というふうな観点からの検討を踏まえることも大切であるというふうに考えております。

次年度、27年度は現在の教育振興計画の最終年度であります。平成28年度からは、新しい教育振興計画が策定されることとなります。また、来年度からは新しい教育委員会制度のもとで総合教育会議が新設、開催され、本市教育に関する総合的な施策大綱の策定について協議されることになるかと思っております。このような中、将来を見据えた本市の小中高の適正規模、あるいは適正配置についてはどうあるべきかについて、学校はもとよりですけれども、保護者、地域の方々、教育関係者、そして何より市民の皆様の声なども伺うなどして、総合教育会議や私ども教育委員会の中で慎重かつ総合的に話し合っていく、あるいは協議していくということになるかと思っております。以上であります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 随分懇切丁寧な答弁、どうもありがとうございます。私も手引き書を47ページ読んでみたんですが、頭が痛くなりまして、ま

ず私が感じたことだけ申しあげておきます。

私、統合の手引きだから、何が何でも学校を大きくするという話だったのかなと思ったら、違うんですね。ちゃんといろんなところに配慮がしてあって、3章ではもちろん統合なんです、4章では小さな学校も存置させるという条項がありまして、だからそこで私は安心したんですが、何が何でもかくすりゃいいというものではない。少子化だからまとめてしまえばいいということではないんだなと思って、私はほっとしているところです。やっぱり小さな学校には小さな学校のよさがあります。そのよさをやっぱり簡単になくしてしまうのはもったいないのではないかなと私も思っていますので、そこら辺の配慮はぜひお願いしたいなと思っています。

この手引きには、切磋琢磨という言葉が13回ほど出てまいります。多分、そこに配慮しているんであろうなと私は思っていますので、切磋琢磨というのは何かとちゃんと説明も書いてありまして、適正な競い合いと書いてありました。これが、多分生徒を心身ともにたくましく育てる鍵だなと私も思っていますので、ぜひいろんな選択肢を熟慮の上にも熟慮を重ねて、やる時には実行していただきたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

那須 稔議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号27番について、17番那須 稔議員。

○那須 稔議員 私は、新清・公明クラブの一員として通告してある件に関心を持っている市民を代表し質問をさせていただきますので、市長の見解をお伺ひいたします。

今回のこの一般質問が、7期28年間の最後の質問となります。長い間、大変にお世話になり

ました。心からお礼を申しあげます。

それでは、早速質問に移らせていただきます。通告番号27番、第2次健康さがえ21への取り組みについて伺います。

健康で豊かな潤いのある生活を営むことが、人々の願いであります。人生80年時代と言われ、平均寿命も年々延びている今日において、新たな健康への考え方をつくり出されることが求められています。そういう意味で、自分の健康は自分で守るという大原則があるわけですが、行政としてしっかりした市民の健康に対する方向性を企画し、進めていく責任があり、健康というのを総合的に取り組む必要があるのではないかと思います。

本市においても平成15年に健康増進計画として健康さがえ21を策定し、市民が生き生きと健やかに暮らせる活力ある社会の実現を目指して進めてきました。計画では、市民の健康を守るために疾病の早期発見・早期治療の2次予防に加え、ふだんから病気にならないように1次予防に努めるという積極的な健康づくりについて取り組みを進めてきています。しかしながら、がん、循環器疾患あるいは糖尿病などの日常生活習慣に起因する生活習慣病による死亡率が依然と高く、循環器系あるいは糖尿病と生活習慣病の発症や重症化予防のために、生活習慣改善を要する方が増加の傾向にあります。

また、人口の高齢化とともに要介護者の増加も進み、改めて健康づくりを推進する体制、環境の整備や充実の必要性が問われております。これらの健康づくりを推進するために、本市においても市民が生活習慣をみずから改善し、生涯にわたる健康的な生活を営めるよう支援し、地域社会の協働による健康づくりに取り組むことができるための総合的な指針として、平成26年から平成35年までの期間において、第2次健康さがえ21を策定しております。

それで、最初の質問でありますけれども、計

画の推進と評価についてお伺いをいたします。

これまで、健康さがえ21に取り組み、そしてまた1年になりますけれども、第2次健康さがえ21を実施してきまして、特にこの第2次健康さがえ21の「いきいきと健やかに暮らせる地域社会の実現」というような目標に従って取り組んできたのではないかなと思いますけれども、市民の皆さんが健康づくりを進めていくためにどのような環境整備とそれから支援というものを行っているのか、健康づくりの現状についてお伺いをいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 那須議員におかれましては、今期をもって御勇退ということをお伺いしているわけでありまして。実に7期28年の長きにわたって地域の発展、そして市政の発展に大変な御尽力をいただきましたこと、この場をおかりして感謝御礼を申しあげたいと思います。ありがとうございます。御勇退後におかれても、ぜひ健康に御留意をいただいて、いろんな面で御指導、御鞭撻を引き続きお願いいたす所存でありますので、よろしくお祈りを申し上げます。ありがとうございました。

さて、御質問の第2次の健康さがえ21の取り組みでありますけれども、健康づくりの現状ということでございますが、先ほど御質問にもありました、昨年の3月、第2次の健康さがえ21というものを策定させていただきました。健康寿命の延伸を基本の目標として、市民一人一人がみずからの生活習慣を見詰め、ライフステージに沿った健康づくりに取り組んで、健康で健やかに暮らせる地域社会づくりを推進することを基本的な方針としているところであります。

そして、市民の皆さん主体による健康づくりの取り組みとしては、健康的な生活の実践、生活習慣病の発症予防と重症化予防の2つを掲げ、栄養と食生活、身体活動と運動、休養と心の健康、そして歯と口腔の健康、喫煙と慢性閉塞性

肺疾患、飲酒、がん、循環器疾患と糖尿病、骨粗しょう症の9つの領域ごとに健康目標、そして重点施策を設定しているところであります。

27年度からスタートした計画であります。その初年度の26年度におきましては、医師、保健師、栄養士等の専門の職、さらには食生活改善推進員による活動を中心にして、生活習慣病の1次予防としての健康教室、それから健康相談、家庭訪問事業の実施、また2次予防として疾病の早期発見・早期治療のための健康診査事業などについて鋭意取り組みの充実を図ってきたところであります。

中でも特に運動、栄養、がん、心の健康の4つを重点領域として寒河江オリジナル体操の実践と普及、そして学校保健、学校教育分野における本計画の周知活動などを行ってきたところであります。

今後についても、年度ごとに重点課題の設定をして実践、評価を行い、最終年度であります35年度までに計画の目標に達成するように市民の皆さん、地域の皆さんとともに取り組みを進めていきたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 第2次健康さがえ21ということで、平成26年、ことしからスタートをしているわけでありましてけれども、特に平成15年からスタートをした健康さがえ21の反省を踏まえて、今回第2次をつくられたということでもありますけれども、その辺は、要するに健康さがえ21をつくる際にもこれは話題になったんですけれども、市民といいますか、その辺のところには主体を置きながら活動をすることが、より市民の皆様方の一人一人の健康増進につながると。

先ほど市長からもありましたけれども、2次予防、1次予防、それから生活習慣病に対する重症化予防等々、この辺を含めながら取り組んでいくということで、平成23年に向けながら1

年ごとに推進状況を確認しながらやるというようなことがありましたけれども、その辺で推進体制ということについてお伺い、推進、評価ということについてお伺いをしたいと思いますけれども、第2次健康さがえ21の場合は、たしか明記されておりますけれども、推進体制については庁内の推進委員会なりを立ち上げながら、当然恣意的に各関係課を網羅しながらどういう方向に進めていくかということで、推進ということでは進めていращるかと思っておりますけれども、その評価の部分でこれ、計画書のほうにも明記になっておりますけれども、外部の意見の方々を入れて評価をするということは明示になっているんですけれども、私は外部の方々というのは、要するに健康というのは非常に領域が広いです。ですから、保健とかあるいは医療区とか、あるいは地域の代表とか、それから教育関係者とか、当然公募も含めていろんな分野と申しますか、より大きな地域からの声を要するに集約して評価をするということが非常に必要ではないかなとこのように考えるわけでありましてけれども、その辺第2次健康さがえ21の計画の中で、外部からを含めての評価体制をつくるということで明示になっておりますけれども、その考え方についてお聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この第2次の健康さがえ21の策定については、御案内のとおり医療、保健、福祉、教育各部門の関係者、それから学識経験者、公募委員の合わせて14名から成る計画策定委員会というものを設けました。そのほかに、市役所の関係各課で構成する作業部会ということで、策定のための協議を重ねて、そして策定をしたということでもあります。

今後、実際の計画を有効に推進していくためには、実績などについて検証、評価をしていくということが大変重要になってくるんだろうと

いうふうに思います。そういった意味で、御質問の外部評価委員会というものを設けさせていただくことにしているわけでありまして。我々としては、その評価委員会のメンバーについては、1つにはこの計画の策定に携わった方などについて計画の趣旨、内容についても十分御理解をしていただいておりますから、そういう策定委員会の方々などにも入っていただきながら、また御指摘のような新しい方々からの意見なども交えて策定をしていくということに考えております。

新年度早々にも評価委員会をつくって、設置をしていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 評価委員会を設置して新年度早々にも立ち上げていくというような市長からの答弁がありましたけれども、第2次の計画をつくる際の策定委員会、それを入れながらと、考えながらという話をされておりましたが、第2次の策定委員会のメンバーをずらっと見せてもらいますと、いろんな教育関係者とかあるいは当然、保健とか医療とかそういう関係者が載っておられますけれども、私、地域の代表といひますか、要するに健康というものをより拡大して、市民サイドのほうに定着させるためには、地域が最も私は大事なのかなという思いがしているところです。ですから、専門家はいろんな専門家がおりますけれども、それはやっぱり健康というものが本当に大事だということを地域の方々に知らせて、地域でもって取り組むということで、やっぱり地域代表の方が入ってくることが、より効果的に健康というものを市民サイドに落とせるのではないかなと思っておりますけれども、その辺、今回のこの地域評価委員会のほうに地域代表についてどういうふうに考えているのかお聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、この計画の策

定委員会のメンバーについては各界の代表の方、学識経験者もいらっしゃって、各界の代表の方が中心の策定委員会のメンバーでありました。そういう意味で、市民一人一人にこういう考え、あるいは計画そのものが浸透していくという面では、地域の方々の代表の方なども入っていただいて、御意見を頂戴しながら実践の普及に資していくということは大変重要なことだというふうに思いますので、ぜひメンバーの編成の中で検討をさせていただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 これは、よろしく、ぜひ地域の代表の方も入れながら評価委員会の立ち上げをお願いしたいと思います。

それで、推進と評価を具体的に見るといいですか、取り組み状況を、健康状況を推し進めるためには、地域のほうでモデルケースといいですか、モデル地域を指定して、そのところのモデルに対して例えば地域でもってどういう課題があるのか、先ほど市長から出ました生活習慣病あるいはそういう中で重症化度はどのくらいあるのか、そのところを把握しながら、地域のモデルをつくって、その中でどういうふうな活動が必要なのかということを経地域のモデルを指定して、それで健康というものを見ていくといいですか、そういうふうなモデルの指定に対してはどんな考えなのかをお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、地域のモデル地域の指定をして、重点的に取り組んで、その活動を全市的に普及させていくという方法は、いろんな事業展開の上で大変有効な方法の一つだというふうにも思います。

そういった意味で、健康づくりのモデル地区を設定していくということになっていった場合、基本的には継続的に地域の中で活動を展開して

いただくということになりますから、まず地域の中である程度そういう健康づくりに対しての機運の盛り上がり、あるいはできれば我々としてはその中で、地域の中で核となっているような活動を展開していく人の存在、人材の確保というのが大事なかなというふうに思っているところでもあります。

そういう意味で、できれば今すぐモデルということではなくて、まず機運の醸成に努めていって、そしてその地域の中でモデル地域を設定できるかどうかなどについて、その外部評価委員の方々の御意見も聞きながら進めていくというのが、よりスムーズな展開なのかなというふうに思っているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 モデル地域の指定をしまして、そのモデルにおける例えば健康情報とか、あるいは自主的な活動をするわけでありますから、その辺の活動状況に対しての評価もモデル地域ではできるわけでありますので、その辺のところモデル地域の指定をぜひともお願いしたいんですけども、これは先進地の事例です。

健康づくりの課題を重点的に取り組むということで、モデル地域の指定をしまして、ボランティアということで健康づくり推進員を養成しています。この健康づくり推進員が食生活とか運動とか、あるいは喫煙など、優先課題に対して設定をして取り組んでいると。モデル地域では、期間が2年なんですね。1年間はその市の職員とともに公民館、自治体などで協力しながら、地域と一体となって事業を展開すると。

そして、2年目は自主事業をやったものに対してのフォローアップといいですか、評価を行って全体的にモデル地域としてどういう課題があって、どの辺まで進んで、そしてこれからの自主事業の中でどういうふうな評価があったかということを経2年にわたってモデル事業をやっているというような地域もあるわけでありませ

ので、その辺を含めて市長のほうからもこの先進地事例なども含めながら、このモデル事業の指定に対して指定をしていただきたいと思いますけれども、この辺の先進事例を見ての市長の御意見などをお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、お伺いをした先進事例の場合ですと、やっぱり2年間である程度の成果を出すということになっているようでありますから、その前段としてやはりある程度地域の中ではそういう機運が盛り上がっていかないと、2年間で実践して評価をしてということにはなかなかいかないのではないか。

逆に、そういう機運の盛り上がっているところがモデル地域に指定されているのではないかというふうに思いますので、我々としてはまずそういう地域での機運の盛り上げ、醸成というものをしながら、モデル地域の設定が可能かどうかを検討してまいりたいというふうに思っております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 ぜひともモデル地域が指定できるように御検討をしていただきたいと思います。

それから、次の質問の2番目になりますけれども、健康づくりの推進のための取り組みということでお伺いをしたいと思います。

第2次健康さがえ21の場合ですと、先ほど申しあげましたけれども、目指す姿として「いきいきと健やかに暮らせる地域社会の実現」と。これを実現することによって、健康寿命の延伸というのが大きな目標になっております。そのために、基本方針として3つ挙げておられますけれども、1つは市民主体の健康づくりと。いま一つは生涯を通しての健康づくり、そして健康づくり支援のための地域づくりと3点を基本方針として挙げておられます。

当然、健康目標があって、重点施策があって、平成35年までの目標数値が決められていると。

それに対して、行政としての取り組みはどうあるべきなのかと。そしてまた、具体的な事業を進めているというような構図になっておられますけれども、この計画を実施するに当たって、計画を推し進める進捗管理と申しますか、その具体的な取り組みが求められるのではないかなと思っております。

それで、第2次健康さがえ21というのは、計画でいえば基本計画になるのではないのか。ですから、その計画の目標を達成するためには実施計画と申しますか、この実施計画というものを策定する必要があるのではないのかなどこのように思いますけれども、その辺、先を見越した実施計画の策定についてお考えをお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどの御質問でもお答えを申しあげましたが、第2次の健康さがえ21においては9つの領域ごとに健康目標、それから重点施策を設けまして、また目標値と具体的な事業というものをお示しさせていただいているわけでありまして、26年度、初年度でありましたが、この単年度の具体的な活動計画というものを策定して事業実施をしております。

今後、それぞれの事業についての評価を行いながらも、また議員御指摘のように複数年度の事業、いわゆる実施計画的なものを、行動計画というものを策定して事業を進めていくということで考えているところでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 今回の第2次については、10年という長きにわたってのスパンがあります。それで、それぞれ計画の中には具体的な取り組みが網羅されております。

市長のほうからも先ほどありましたけれども、それを実施するために一年一年、1年ぐらいの単位でそれぞれ計画を策定してやっているとい

う現状だと思いますけれども、私のほうでは要するに単年度よりも先を見越してすることによって、より全体的な進捗状況とかあるいは管理ができるのではないかなというお話をさせてもらったんですけれども、複数年ということで市長からもありましたけれども、私は全体的に第2次健康さがえ21の計画は、到達点がもう決まっているんですね。ですから、到達点に対して、具体的に実行計画をどういうふうな形で策定することによってその到達点が達成できるのかという、10年というのは非常に長いんですけれども、途中で社会情勢も変わるかと思いたすけれども、その辺はあらかじめやっぱり実行計画、できるのであれば10年先を見越しながら、今、何をすべきなのかと、今どういうふうにするべきなのかと。

当然、これは社会情勢なども変わってくる可能性もありますけれども、10年ぐらいですと大体先が見通せる社会情勢ではないかなと思いたすけれども、その辺は10年先を見越して実行計画というものを私は組んでいくべきではないかと思いたすけれども、その辺、市長のほうから複数年という話が出ましたけれども、何年ぐらいを想定していらっしゃるのかお聞きをしたいたす思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 那須議員から10年のスパンの長期計画であれば、具体的に年度ごとの行程表的なものを決めて、その目標に向かって進むべきではないかというような御趣旨かと思いたす。そういったことは、大変、基本的に計画の実践、実行、成果を上げるという意味では大変大事なことでありますので、御指摘の点などもこれから大いに検討させていただきたいというふうにも思いたすし、実施計画的ないわゆる我々の想定では市の振興計画の実施計画的な計画を想定して、先ほど申しあげたわけでありす。それをローリングしていくというんですかね、そう

いうことで成果を上げていきたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 ぜひとも、成果を上げるということが大事でありますから、その辺は先ほど市長からもありましたが、複数年ということでそれぞれローリングをかけながら目標に向かうということで、私は目標はもう決まっているわけでありすので、その辺に向けてどういうふうに進むかということが私は実行計画ではないかなと思いたすから、その辺を含めながら御検討をしていただきたいたすと思いたす。

それで、市長の御意見を伺いたいたすと思いたすけれども、健康づくりということをするのは、先ほど申しあげましたが、市民主体というのが非常に大事なんだという話を申しあげました。特に、健康というのは、先ほどあったように一人一人のやっぱり取り組みなんですよね。ですから、どうしても流されてしまうとか、どうしても環境に影響される可能性がありますから、ですからそれはやっぱり地域とか市民主体に健康づくりをさせるための体制づくりというのが、非常に私は大事なのかなという思いをしているところす。

この事例は、津島市の事例、これは津島健康21ということで平成18年から平成27年までということで進められておりました。ここでは、「みんなで作ろう健康つしま」ということで健康計画はあるんですけれども、なお市民サイドのほうに健康を落とすために、21年度に「みんなで作ろう健康つしま」というものを策定して、その市民の健康的な生活あるいは福祉を守るための活動というものを市民サイドのほうに落としているといひますか、そういうふうな取り組みをしておりました。

キャッチフレーズが「みんなで作ろう健康つしま」という合い言葉をつくりまして、積極的な取り組みをしておりまして、7つのキーワ

ードがあって、保健と医療と福祉を連携しての地域医療、介護、それから福祉制度を守るというのが大きな目的になっておりました、市民の理解と行動が重要だということで啓発をしている取り組みなんですね。それで、「みんなでつくろう健康つしま」を進めるために、当然行政として各部署の横断的な連携、取り組みをしておりました。

それから、市民の健康生活を守っていくために、市民が主体的に健康を意識できるような気軽な健康づくりというものを実践するために、市民サイドのほうにいろんな活動の情報を送っている。そして、進めるために健康づくりの推進に当たっての効果というものを市を挙げて健康づくりに取り組んでいるといいますか、そのような健康づくりをしておりましたけれども、特に寒河江の第2次健康さがえ21についても計画は私も読ませてもらって見せてもらったんですけども、非常にすばらしい計画なんですけれども、市民サイドのほうでわかりやすくそれを実施しようという場合に、具体的にどういふふうなものがあるかというふうにしたらいいかないかという、これは行政のほうの今後の取り組みにかかっているわけでありましてけれども、その辺が住民主体にしたわかりやすい取り組み、これをしていくためにも私は「みんなでつくろう健康つしま」のような形で市民主体とした健康づくりの取り組み体制というものを私は取り組んでいくべきではないかなと思いますけれども、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市民主体の健康づくりの取り組みについての所見ということでありますが、大変これは極めて重要なテーマだというふうに思っております。来年度、新第5次振興計画を策定するというようになっていくわけですが、その中で新計画ですね、独自の計画ということをつくっていくことになろうかというふ

うに思いますけれども、そういった中で寒河江市が抱える課題、さまざまあるわけでありましてけれども、広い意味での市民の健康づくりを進めていくというのは、今まで以上に大きな柱の一つになっていくのではないかなというふうに思っているところであります。

そういう意味で、この第2次健康さがえ21の取り組みと同時に、新しい振興計画づくりの中でも、さらに市民主体の健康づくりなどについてより一層普及させていく内容をやっぱり吟味していかなきゃならないというふうに思っているところであります。

今のうちから余りテーマを限定して申しあげるのはいかがなものかと思っておりますけれども、大きな柱の一つになっていくことは間違いないというふうに思いますので、そういった意味で津島の先進の事例なども大いに研究させていただいて、ぜひ実りある健康づくりの運動推進に努めてまいりたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 これは、津島の例でありますけれども、この津島市につきましては平成25年に厚生常任委員会のほうで視察をさせていただきました。これは、テーマが地域医療の充実ということで、医療と福祉と健康というちょっと大きな意味合いのテーマだったんですけども、地域のほうでは非常にテーマを設けて、要するにこの津島市の場合は糖尿病が非常に多いということで、糖尿病に特化したといいますか、それをテーマにしながら健康教室とかいろんなものの取り組みを、市民サイドのほうに情報を流しながら市民がより健康に暮らせるようにというような取り組みをしておられましたので、市長のほうからもありましたけれども、今後この辺のところを捉えさせていただいて、やはり市民が主体となった健康づくり、私は健康のほうでは最も大事な取り組みではないかなと思いますから、その辺の御検討を今後ともしていただ

きたいと思います。

それで、3番目に……

○**鴨田俊廣議長** 那須議員、ちょっとお待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は、14時55分にいたします。

休 憩 午後 2時42分

再 開 午後 2時55分

○**鴨田俊廣議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須議員。

○**那須 稔議員** それでは、次に3番目になりますけれども、レセプトを活用した健康づくりについて伺いをいたします。

レセプトデータの活用については、電子化されたデータベースからデータの分析をして、その中に潜む項目間の相関関係やら、あるいはパターンなどを探し出す技術、これはデータマイニングというそうでもありますけれども、これを行うことによって紙ベースではできなかった複雑な項目の抽出とかあるいは分析が可能になるとこのように言われております。

これまでのデータについては、国保連合会から平成23年から紙ではなくデータで送られてきているという状況にもあります。電子化されたレセプトデータの分析を通して、特定健診あるいは特定保健指導、こういうものを全加入者という広いターゲットの中から、例えば過去の検診の受診歴とか、あるいは治療の未の受診とか、あるいは治療中断とか、可能性になる人の把握とか、あるいは全体的に疾病構造といいますか、そういうものから生活習慣病に対してどういふような状況にあるのかということで分析ができるという状況にもあります。それで、非常に効果的に効率的な保健事業になる可能性があるところのように言われております。

それで、本市においてもこの電子レセプトのデータベースを使って市民の健康づくりとそう

いうものに役立ててはいかなものか考えをお伺いいたします。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** このレセプトを活用した健康づくりということではありますが、現在保健事業を展開するに当たって、一部レセプトや統計資料などを活用してさまざまな健康課題の把握というものに努めているところでございます。平成25年の6月に日本再興戦略と名づけられた成長戦略が閣議決定されたのは、御案内のとおりであります。

その中で、今後全ての健康組合に対しレセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のためのデータヘルス計画の作成、公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進するとされております。こうしたことから、レセプトデータを活用した健康事業の推進というものがさらに今後加速していくというふうに考えているところでございます。

寒河江市におきましても、KDBと言われる国保データベースが利用可能な環境にございますので、積極的にこのレセプトデータを活用して生活習慣病等の発症、それから重症化予防の取り組み、また広く市民の健康づくりに努めていきたいというふうに考えております。

○**鴨田俊廣議長** 那須議員。

○**那須 稔議員** 今、市長からもありましたけれども、KDB、国保関係のシステムということで、平成26年からたしか導入されているのではないかなと思いますけれども、これには3つありまして、例えば国保加入者の医者にかかったときの状況のレセプトと、それから介護における医療の場合のレセプトと、それから特定健診などの情報データ、これがたしか入っていると思うんですね。

ですから、この情報を得ることによって、当然特定健診などはもう要するに受診率が低いと

思いますけれども、国保加入者が医者にかかった情報、これは非常に大きな情報があると思いますので、その辺を含めて分析をして、把握をして、それで寒河江市の市民の方々はこのふうな今の状況にあるんだということで、当然それが先ほどの健康計画にも反映されるし、そうなりますとこの部分に対してどういうふうな手当てをしたらいいのかということもわかってくるわけでありますので、その辺のレセプトを活用したデータを分析することによって、より市民の健康が進むのではないかなと思っております。

それで、今ところは全体といいますか、要するに疾病構造といいますか、全体的なものということになってくるわけでありますけれども、将来に向けては個人的にもできるという話を聞いておりますけれども、その辺は将来に向けて例えば個々の面、個人的な面でデータ分析ができて、個人的に指導ができる体制になった場合について、その辺の考え方についてお聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これからもそのレセプトデータの活用というものを進めていくわけでありますけれども、御質問の個人への対応ということについては、今進めております取り組みを一層充実させながら、今後その体制づくりなども必要でありましょうから、そういう体制の整備もあわせながら検討を進めていくということになるのではないかとこのように考えております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 これは、ぜひ全体的な疾病構造もそうなんですけれども、やっぱり個人の要するに履歴といいますか、そういうものに対して個人的に指導されることによって、より健康状態が上がるという可能性もありますので、その辺についても今後このレセプトを活用した健康づくりのために取り組んでいただきたいなとい

うことを要望させていただきたいと思います。

それから、次に4番目でありますけれども、がん検診の受診率の向上ということでお伺いをしたいと思います。

私のほうからは、具体的ながん検診の受診率の向上のための取り組みということで提案をしたいと思いますけれども、これは胃がん検診における早期発見・早期治療のための胃がんのリスクABC検診の導入ということについてお伺いをしたいと思います。

現在、胃がんではがん全体の大体17から18%の人が毎年亡くなっております。それで、最近になってその胃がんの原因の95%はピロリ菌によるものだということが判明しました。つまり、胃がんとはピロリ菌の感染が原因で起こることになっているようであります。

それで、胃がんのリスク検診の検査方法でありますけれども、採血による血液検査方法でありまして、胃がんそのものを診断するのではなくて、胃がんになりやすいかどうかを診断して、そして胃がんの発症リスクの高い人に対してピロリ菌の除菌やそれから定期的な精密検査を進めるのがこの検査の狙いなんですよね。

それで、この菌の感染は生まれてから大体10歳ぐらいまでに感染をして、現在の感染率は10代で約10%だそうです。50代で50%、60代では80%の人が感染するとこのように言われております。

それで、この検査方法を見ますと、従来ですとバリウムを飲んでレントゲン検査をしているわけでありますけれども、それに比べまして一つは食事の制限がないということですね。わずかな血液をとるだけで診断が可能になると、そして早期がんの発見率が高いと、それから一つは検査が受けやすいと、そして複数の検診が可能だと、検査費用が安いとこういう特徴があります。

そして、この状況を見ますと、検査の結果、

胃の萎縮がなくピロリ菌にも感染していない人をAタイプというふうに分けまして、萎縮はないがピロリ菌の感染が判明した人をBタイプと。そして、萎縮があってピロリ菌にも感染している人、これをCタイプということで、ABCに分けている検査なんですね。それで、胃がんなどの発症についてはAタイプの方は発症率が低いと。Bタイプの方もピロリ菌の除菌で低くなると。要は、Cタイプ。要するに、Cタイプの方が非常に胃がんの発症の率が高いということで、このピロリ菌の除去や定期的な内視鏡検査を受けることによって、胃がんなどを多く減らすことができる可能性があるとかこのように言われているのが、この胃がんのリスクABC検査ということでもありますけれども、その辺は、胃がん対策といいますか、この一つの方法として胃がんリスクABC検診の導入についていかがなものかお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 胃がん検診についての御質問ですが、現在胃がん検診については健康増進法による健康増進事業として位置づけられているわけでありまして。厚生労働省においては、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針を定めて、市町村による科学的根拠に基づくがん検診というものを推進しているということになっているわけでありまして。

この指針を受けて、寒河江市の胃がん検診については30歳以上の方を対象にして年1回、問診及び胃部エックス線検査を実施しているのは御案内のとおりであります。

御質問のいわゆるABC検診については、胃がんの原因であるピロリ菌の感染と胃粘膜の萎縮状況から胃がんのリスクを評価するということでもあります。したがって、検診でがんを見つけるということとはできない、あくまでもリスク判定ということで、ただいま御質問のとおりであります。そういったことのために、科学的根

拠に基づく胃のがん検診とは位置づけておらないというようなところでありまして、国においても研究を重ねている段階というふうに承知しているところであります。

そういった状況の中でありまして、市といたしましてもこのABC検診の導入については、国の動向などを十分踏まえながら、希望する方に対しては当面自己負担になりますけれども、オプション検診として導入を検討していきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 このリスクのABC検査、当然、今市長からありましたけれども、国のほうでも研究課題になっているということで、しかしながら先ほど言ったようにこのリスク検査、非常に検査が受けやすいということと、それから費用が安価だということで、非常にこれ、先ほど市長からあったように選択ということでされた場合に、非常に希望者が多くなる検査ではないかなと思っております。

これは、ある70代の御老人の御意見なんですけれども、健康診断の際に胃の検査をした場合に、バリウムを飲んで機械の上に上がって回転するんですね。そうしますと、70代ぐらいになりますと、押さえてぐるぐる回りますから非常に大変だと。その御老人は、もう二度と健康診断には行かないと言われたということもありまして、非常に胃の検査のために健康診断そのものに行かないんでは大変だなということで、その御老人の奥さんのほうから話があったんですけれども、やっぱりそういう方にも中にはいらっしゃるのではないかなと思いますから、検査が受けやすい体制というものをつくっていく必要があるのかなと。

ですから、先ほど市長からあったように、選択制ということもありますけれども、将来に向けては、費用は要するに個人負担ですけれども、将来に向けては健康診断の中に入れていただい

て、このリスク検査を実施するように、早期にお願いしたいなとこのように思っているところです。

それから、次に5番目になりますけれども、健康都市宣言をすることについてということでお伺いをさせていただきたいと思います。

第2次健康さがえ21の先ほど来、基本目標とかあるいは健康寿命の延伸ということでお話を申しあげさせてもらっておりますけれども、特に市長のほうでも毎年施政方針の中に、心と体の健康づくりというものを挙げながら、市民の一人一人の健康というものを推し進めておられます。それで、市民みずから健康でいられるように努力する、あるいは地域で互いにもって支え合うとか、あるいは行政とともに連携して支援をしてもらうとか、私は健康というのは自助、公助、共助という考え、これにつながっていくのではないかなと思っております。

そういう意味では、健康宣言をすることによって目標に向かって動き出すといえますか、当然市民の皆さん方も健康意識の高まりというものを持つと。また、市民、地域、行政、そしてまた民間が一体となって行動することによって、健康づくりというものに大きく可能性が出てくるのではないかなと思っております。

そういう意味で、その結果として健康寿命が延びていくということでもありますから、その健康都市宣言をすることによって健康づくりのビジョンというものを示すと、これが健康寿命を延ばす大きな私は要因ではないかなとこのように思いますので、その辺、健康都市宣言についていかがなものかお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市民の健康に対する意識の高揚を図るという意味で、健康都市宣言を行うことについては、大変意義があることだなというふうに認識をしております。県内でも多くの自治体でその宣言をしているというふうにも聞いて

いるところでもあります。

先ほどから議員も申されておりますとおり、市民主体の健康づくりと。市民の皆さん、それから各団体、関係機関と連携した運動を展開していくということが大事だというふうにも思いますし、そういう意味で共通した理解が必要であるというふうにも思います。そういったことの機運が盛り上がった段階で宣言というの、名実ともに生きてくるのではないかなというふうにも思っているところでもあります。

そういう意味で、先ほどモデル地区の設定ということでの御質問にもお答えをしましたが、健康づくりの取り組みというものをさらに進めて、機運の醸成を図って、その上で健康都市の宣言ということについても今後検討していく取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 健康づくりについては、機運が高まったところということで市長から今、答弁がありましたけれども、この健康都市宣言とともに私のほうでもう1点提案したいのは、健康の日の制定です。

これは、当然日常生活の中で毎日毎日健康に心がけて過ごす、これは大事なところでもあります。ですから、自分の健康は自分で守るという基本的な一人一人の確認が大事なのではないのかなと。それと、そのような取り組みの中で自分の体調をチェックしながら、健康状態によって一層の注意を払っていくということで、運動とか栄養とか休養とかそんなものに心を配りながら市民の健康に対するさらなる意識の高揚を図るということで、私は健康の日の制定、これはしていかがなものかお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども御答弁申しあげましたけれども、やはり市民一人一人が健康に対する

意識をさらに強く持って、みずからの健康はみずからが守るといふ取り組みを進めていただくということは大変これからも重要になってくるというふうにも認識をしているところでもあります。そういう意味で、健康の都市宣言、あわせて健康の日の制定ということについて、我々も時期を失しないよう取り組みを進めていきたいというふうと考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 都市宣言をするというのは非常に大事なところで、たしか市制施行60周年のときに子育て宣言をしたということでありました。ですから、この宣言をする、先ほど市長からありましたけれども時期といいますか、そういうものを見ながら宣言されたという話をされておられますけれども、まさか10年後の70周年にするのではないかなという思いがありますけれども、それでは遅いのではないかなと思います。その辺、時期を見る、要するにどういふような時期を考えていらっしゃるのか。今の時点でなかなか難しいと思いますけれども、まさか10年後ではないかと思っておりますけれども、その辺を含めながら、私は早期に都市宣言と健康の日を制定して、先ほど市長からあったように市民サイドのほうで自分自身の健康は自分で守るといふことね。その辺のところを明確にやっぱり訴えるという、その辺のところでの健康宣言、健康の日の制定がまさに大事なかなと思っておりますので、その辺を含めて市長の考えをお聞きして、私の最後の質問とさせていただきます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さがえっこすくすく宣言を市制施行60周年に合わせてさせていただきましたが、これは60周年だからそういう宣言をしたということではないのでありまして、そういう時期が、いろんな子育て支援の取り組みを進めてきた中でそういう機運が高まってきたのではないかと。ということで去年はさせていただいたということ

でありますから、御質問の健康の宣言、それから健康の日の制定などについても10年後ということではなくて、機運が醸成していった時点で検討をしていくということになるかというふうにあります。

新宮征一議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号28番、29番について、12番新宮征一議員。

○新宮征一議員 本定例会の一般質問12人のうち、いよいよ最後の質問となりました。大変お疲れだとは思いますが、もうしばしの間御辛抱いただきたいとお願いをしておきます。

なお、私ごとになりますが、平成7年に初めてこの議場に送っていただいて5期20年、皆様方のお支えによりまして務めさせていただきました。この20年という一つの節目をもって、この春の市議会議員の選挙には立候補せずに勇退することを決意したところであります。これまでお支えいただいた多くの市民の皆様方、そして同僚議員の皆様方、執行部の皆様方に心から感謝を申しあげる次第でございます。本当にありがとうございました。

これまで20年の間、いろいろと問題を、課題を提起させていただきながら、またあるときには提言、提案を申しあげさせていただきました。ちょうどこの3月定例会の冒頭に市長の施政方針演説があったわけですが、その中にNHKのど自慢がことし収録されるところということでありました。私の今回の質問には一切関係ございませんけれども、このNHKの放送媒体というのは非常に効果のあるものだということをお大分前からいろんな場所で提言を申しあげてきた記憶がございます。特に、観光協会の総会などでは、もう毎年のようにこの問題を取り上げて、いわゆる視聴率の高いこれを持っていくことによって全国に寒河江のまちをPRでき

るんだということを何回も申しあげてきた経過がございます。それがようやくここにきて実現されるということは、提案を申しあげてきた者にとっては大変うれしく思っているところでございます。5月の末に行われるというようなお話でございますけれども、この成功を祈りたいと思います。

早速質問に入らせていただきますが、今回の質問はまず通告28番、防災行政無線の有効活用についてということを通告しております。この表現の中に、「有効」という2文字を入れたところが今回の私の質問のポイントでありますので、その辺を御理解の上、御答弁を願いたいと思います。

この防災行政無線につきましても、平成24年の12月議会で私が一般質問で取り上げさせていただきました。その当時は、御案内のように東日本大震災を受けて、その後の国県の対応としてさまざまな制度を準備しながらこの推進に向けて取り組んでおられた時代でありました。その当時、私も御質問させていただいた中で、市長のほうからは寒河江市の場合、約2億7,000万円の事業費が見込まれるとこういう御答弁をいただいたところでありましたけれども、そのとき私が申しあげたのは、いわゆる国県のほうで用意しておりますところの例えば緊急防災・減災事業債、こういったものを活用すれば、当時の私の計算では事業費の約23%でもってこれは整備されるんだというような数字的なものなども申しあげながら、市長にこの整備について訴えてきたところでございました。

そんなことで、昨年12月、約2年間をもってこの防災行政無線が運用を開始されたわけでありまして、まだ運用から3カ月という非常に短い時間でありまして、今ここで見直しあるいはその検証をするというには多少時間的には短いのかなと、無理なのかなというふうには私も理解しておりますけれども、これまでマニ

ュアルによって説明された、町会に説明された内容あるいは議会に示された内容などをもとに、緊急に改善すべき点は改善すべきでないかということをお願いをいたします。

まず、約3カ月でありますけれども、運用を開始されて、この間の利用実態といいますか状況、それからもし市民からの御意見や何か反応がありましたら、それらについてまず伺っておきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新宮議員におかれましては、先ほどお話がありましたが、今期をもって御勇退されるということでもあります。5期20年、その間、第28代議長、そして副議長等の要職を歴任され、また地域の発展のため、そして市政発展のために大変な御尽力をいただいたこと、この場をおかりして感謝御礼を申しあげたいというふうに思っております。ぜひ、今後も健康にも十分御留意をいただき、さらに御活躍、そしてまた我々のために御指導、御鞭撻のほどを心からお願いを申しあげる次第であります。

さて、防災行政無線の有効利用ということで御質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

この防災行政無線、災害時における情報伝達機能の強化を目的として緊急情報、それから災害情報などを迅速に伝達するため、昨年12月20日から運用を開始させていただきました。

これまでの利用状況についてでありますけれども、1つには、毎日放送しておりますけれども、防災行政無線の作動状況の点検も含めて毎日夕方5時にミュージックチャイムを定時放送しているところでございます。また、毎月1日と15日の午前7時に防火意識の向上のためにハートフルセンターと駅前駐車場の屋外拡声子局からサイレン吹鳴を、サイレンを鳴らしているということでもあります。

緊急あるいは臨時放送については、この冬、大変大雪でありましたので、車庫の倒壊が連続して発生した際に建物の安全管理と雪による事故防止を呼びかける放送もさせていただいたところでもあります。

地域での放送ということでは、田代地区において道路法面からの雪崩が発生したときに注意喚起の放送を行っております。また、防災行政無線の運用開始前になりますけれども、雲河原、それから上河原地区の防災訓練において試験を兼ねながら放送を行っているということでもあります。

これからも市民の安全・安心を守るため、適切に運用をしていきたいというふうに考えているところでもあります。

それから、市民の皆さんから運用開始をしての御意見ということでもあります。市民の皆さんからは、毎日のミュージックチャイムの音が大きいので音量を小さくできないか、あるいは家の中にいると聞き取れない、また音が重なって聞こえるために聞きにくい、聞きづらいというような意見も寄せられております。また、逆に定時のミュージックチャイムであります。午後5時に鳴らしておりますので、外にいるときには時間がわかってよいなどという御意見も寄せられているところでもあります。

この防災行政無線、御案内のとおり住んでいる地域の地理的条件やまた気象条件、建物の状況などによっては聞き取りにくい場所もあるというふうにも思っているところでもあります。我々としては、そうした声が寄せられた場合、その地区においては速やかに音響状態の調査を行わせていただいて、改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 3月という非常に短い時間ではありますけれども、今市長から御答弁いただきましたように、音がうるさいのではないかと

うことなどは運用する前から一応懸念されておった内容でもあるわけですが、あるいは窓を閉めていると聞こえない、これは両面があってどちらをとるかというものが、これは非常に大事な部分だとは思いますが、いわゆる定時放送の場合は、ある程度これはボリュームを下げて、チャイムや時報なんかはそれほど支障はないのかなと思っておりますけれども、緊急の場合にはこれはもう最高にボリュームを上げて、これをうるさいというんであればもうどうしようもないわけですから、そういった使い方はできると思っておりますので、今答弁にもありましたようにそれぞれの実態を直接把握しながら、改善すべき点は改善していただきたいということをお願いしておきます。

大きくこの放送内容を見ますというと、3つに分けられるわけなんです。先ほどもありましたように、1つには定時、定期放送ということで、夕方の夏分には5時ですか、今の冬期が5時ですね。夏期になりますと6時でメロディーを流すという、これは時報を兼ねているわけで、これは非常に好評だというようなお話がありました。それから、2つ目がいわゆる緊急臨時放送、それから3つ目が地域による放送ですね。

この3つに大別されるわけでもありますけれども、まずこの定時放送に関して先ほどありました夕方、今流しているものと同時に、例えばこのマニュアルにありますように、いろいろ書いてあります。無線システムの点検を兼ねて今はやっているということなんです。この定時放送に関しては今申しあげたように、状況に応じてこれを改善していただきたいということで、これはそれ以上、私のほうでとやかく申しあげるものはございません。

2番目のいわゆる緊急臨時放送、これについて多少問題点を、問題点といいますか、これまで運用が開始されて、先ほども申しあげました

ようにこのマニュアルで、これでもって町会長にも説明がありました。それから我々議会にも説明がありました。それで、さまざまな場所でどういうふうな使い方をするんだ、夕方の時報だけなのかといった単純な質問などもありまして、この運用についていろいろ説明している状況なんですけれども、例えばこの緊急臨時放送で災害関係ではいわゆる避難勧告とか、あるいは避難指示、あるいは断水関係などそういったものを情報伝達する一つの目的を持っているわけですね。

その②、市長、これ、マニュアルをお持ちなのかどうかなんです、消防関係というところで火災が発生した場合、ハートフルセンターと駅前2カ所の拡声器からサイレン吹鳴をして、それを拡声を使って火災の発生を知らせるとこういうことなんです。それは、これまでは消防署のサイレンを使っておったわけなんですけれども、それをなくして、今度はこの防災行政無線を使って火災の告知をするということは、非常にまちの中、かなりの広範にわたって聞こえるわけですからすばらしいものだというふうに思います。

ただ、その後が問題なんです。サイレンで火災発生しましたよということは知らせる。ところが、場所がどこなのかというのはわからないんですよ、場所が。これまでも消防署のサイレンが鳴っても、それを聞いた人ははてどこなんだらうということで電話を消防署にするんです、問い合わせの。なかなか消防署の電話がつながらない。もう殺到してですね。そういう実態がこれまであったわけです。したがって、私はこの2カ所のサイレンでもって火災の発生を告知したならば、このスピーカーを使って場所がどこなのか、これをぜひ知らせていただきたい。これは、多くの市民から多くの意見がございまして、そういった要望がございまして。

なぜならば、これまでも、昔は2回サイレン

が鳴ると、これは旧市内じゃなくてちょっと遠くのほうだ、3回鳴ると旧市内だという認識でおったんですよ。今もそういうふうに思っている人がかなりおります。しかし、これは大分前の話で、現在は火災が発生すればもう全て3回サイレンを吹鳴する、こういうふうに変っているんだそうです。これは、私も初めて最近知ったことなんですけれども、まずそれはそれでいいんです。ただ、場所がどこなのか、消防署に連絡しても「六供町1丁目の新宮征一宅で今、火災発生しております」、こういうふうには言わないんですね。消防署のほうのこのコールも。「六供町公民館付近で火災発生、消防隊が出動中です」とこういうコールが入ってくるんです。これは、私なりに解釈していることなんですけれども、個人情報保護の問題などあって、固有名詞を出して知らせるといのはちょっと問題があるからその何々付近という表現をしているのかなと思いますけれども、例えばどこかのまちの中の店で買い物をしておって、サイレンが鳴った、さあ火事だ、さてうちを留守にしてきた、ガス消してきたんだらうか、非常に不安がるんですね、市民は。そのために、場所はどこか特定まではできないにしても、今消防署でやっているようなある程度の場所を特定した周知、これをぜひお願いしたいと思いますが、御見解を承りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新宮議員から御指摘のとおり、火災が発生したときには消防本部からの火災信号を受けて、自動的にハートフルセンターと駅前駐車場の屋外拡声子局よりサイレン吹鳴によりお知らせするシステムになっております。また、火災発生地域では地元の消防団がサイレン吹鳴を行い、火災発生をお知らせしているという状況であります。

ハートフルセンターと駅前駐車場の屋外拡声子局から発生場所をお知らせするように放送で

きないのかということですが、先ほど申しましたけれども、現在の防災行政無線には自動的に火災発生場所を放送する機能というのはありませんので、場所を放送するということになると市役所の指令局から手動でということですか、人手で放送を行うということになっていくんだろうというふうに思います。そういう意味で、24時間ということになると果たして可能かどうかということもありますし、そのほかにどのような方法が可能かどうかなどについて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 現在のこのマニュアルからいけば、今市長から答弁あったとおりでというふうに思います。ただ、発生した場合も自動的に2カ所のスピーカーからサイレンが吹鳴されるというのは、これはわかるんですね。しかし、市役所から例えば、先ほどもありましたけれども、先月の雪の多い時期に、いわゆる雪害対策に対して喚起を促す放送をされましたよね。ああいったことで、何でできないのかなと非常に私はその辺が疑問なんですよ。

今、市長から検討してみたいという答弁でありますので、これはすぐやれとかそういうようなことではないんですけれども、まずマニュアルどおりにやるということはもうごく当たり前のことなんですけれども、まだ3カ月でマニュアルの検証あるいはその見直しをどうのこうの申しあげるつもりは全くありませんけれども、やっぱりそういったものというのは非常に市民が一番知りたいところなんですよ。だったら逆に、これは極論になりますけれども、だったら火災発生したことも知らせなくてもいいんじゃないかと。逆の理屈でいくとそうなるんですよ。火災発生したということだけ知らせておいて、そしてどこだか教ええない。これはちょっとせつかくの……。

したがって、防災行政無線という性格からいけば、さまざまな角度から問題はあると思うんですけれども、これね、マニュアルを見直して、今後はある程度の期間、半年あるいは1年経過したときには、このマニュアルの見直しもかけられるであろうというふうに思います。担当課でもそのような話をしておりましたけれども、いわゆる見直すまで、いわゆるこういった問題が現在出ているわけですので、中身的に。したがって、このマニュアルの中で緊急臨時放送の1から8までありますけれども、いわゆる最後のこの8番目のその他、市長が特に必要と認めたもの、この条項を活用すれば、これは十分対応できるのではないかなというふうな気がします。

これは、条例やなんかにはほとんどこういった柔軟性を持った対応ができるように、今のようこの条項がほとんど最後のほうに入っているのが一般的にそうになっているんですけれども、これらを活用すれば、今市民から「いや、何で場所を教えられないんだ」と非常に疑問の声が我々に聞こえてくるんですね。したがって、そういった内容もこのマニュアルによってやっているというのは、このマニュアルをつくる段階で例えば先進地のマニュアルを一つのたたき台にして、あるいはさまざまな角度から検討をして寒河江市に合ったマニュアルをつくられたとは思うんですけれども、このマニュアルをつくるに当たってどういった経過をたどってこのマニュアルが作成されたのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この防災行政無線、機械でありますから整備をすればでき上がるということになるわけですね。問題はその運用をどういうふうにしていくのか、どういうふうに利活用するのかということが事前の段階でも大変我々としても整備後の利活用をどうしていくのかという

ことに意を用いてきたつもりであります。そういった中で、防災行政無線設置に向けた町会の皆さんへの説明会の中で、放送の音が大きくなるさいのではないかと、どういった放送を行うのか、緊急性のないものは放送しないしてほしいなどという、説明会の中でそういう御意見もありましたから、我々としてはこれらの意見を集約、調整するために、町会の代表の方、それから自主防災会の代表の方から成る検討会議を開催して、防災行政無線の放送の利活用について検討を行っていただきました。

その検討会議の中でまとめたのが、1つは緊急性のないものは余り放送を行ってほしいということで、災害関係とか消防関係、気象情報、公害情報、それから有害鳥獣情報、それから行方不明者情報などの緊急情報、そして全国火災予防週間に関する情報などに限定して放送をしていくべきだというのが検討会議の内容で、まとまったところでもありますので、そういった検討結果に基づいて運用マニュアルというものを作成し、現在それに基づいて放送を行っているというのが実態でございます。

それは、整備前の段階での検討結果でありますから、御指摘のとおり3カ月近く運用しているところでもありますので、実際に運用してみると当初予想した状況とも違った状況も見られますので、御指摘の点などもありますので、新年度早々にでも改めて検討会議というものを開催させていただいて、改めてその放送内容についてさらに検討をしていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 ありがとうございます。

そういうふうな方向で前向きに検討していただくということでもありますけれども、先ほどこれはこの検討会議ですね。これなんか町会長の代表とか、あるいは防災関係の代表などよっての検討会議で意見を聞いた上でこれをつく

られたということでもありますけれども、これができるようになって町会長に説明の終わった後、議会にも説明があったんですね。私は、これは逆だと思わうんですよ。逆だと思わうんですよ。我々議会の代表、例えば総務委員長とかそういったものがこの会議には入っていないんですね。その検討会議には。我々議員も、これは市民の代表なんです。完璧な市民の代表なんです。したがって、議会の意向というのはどうなのか、こういったものをぜひ聞いてほしかったというのが私の今の気持ちです。それは、今さら申しあげてもどうにもなりませんので、今後の検証に当たっては、ぜひ議会のほうからの代表なども入れていただいて、多くの市民の声を反映させて、見直しをかけていただきたい、検討をしていただきたいということを強く申しあげておきます。

それと、もう1点なんですが、先ほど市長から今の答弁でもありましたように、これは当然定時放送、普通の、通常の放送はやっぱり余り頻繁にやらなくても私はいいと思わうんです。やっぱり緊急性を持ったものだけはかなりのインパクトをもって放送をしていただきたいということを申しあげておきますが、これも例えば寒河江市の主催でのさまざまな行事、イベントなどですね。こういったものは、できないんでしょうかね。これは緊急ではないわけですけども、臨時という言葉引用すれば、これはあってもいいのかなというような気がするんです。なぜかという、例えばさがえちえり〜マルシェですか、これなんかは前もってこういった市報で告知するんですね。しかし、忘れてるんですよ。ほとんどとは言いませんけれども、かなりの確率で忘れてる人が多いんですね。当日の朝になって、花火が上がった。よく寒河江は花火が好きだと言われますけれども、当日の朝になって花火が上がった。はて、今の花火、何だろう。全くわからない。こういったものも市民に対して知らせることによって、いわゆるその

イベントそのものも盛り上がり、それがいわゆるまちの活性化にもつながるだろうというように私は思っているところです。

それから、ちょっと防災意識のほうでも申しあげたかっただんですが、いわゆる先ほどやった春季・秋季における全国火災予防に関する放送とかそういったものは、一般的なものはありますけれども、寒河江市独自で例えば1月、正月明けの消防出初め式、それから4月の末に行われます春季消防演習、これなどはいわゆる中央通りに交通規制がかかって通行止めなどもなされるわけですから、これなども当然市民に知らせていただければ、ああ行ってみたかった。ましてや今消防団が非常に少なくて困っているという状況なども聞いておりますけれども、いわゆるそういったもので消防団はこういう活動をしているんだというものを市民にお知らせすることもある意味では防災意識の喚起になるのではないかなと思いますけれども、その辺に関してちょっと市長の御見解を承っておきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この件に関しては、現在の運用のマニュアルというのは、先ほど申しあげましたけれども、事前の検討会議の中でいろいろ御議論をいただいて、まとめていただいた内容をもとにして現在そのマニュアルで運用をしているという状況であります。

御指摘の出初め式でありますとか春季消防演習、さらにはいろいろなイベントなどの情報について、できれば防災行政無線を活用して広報できないのかということでもありますけれども、これも先ほど御答弁申しあげましたけれども、実際の運用実績、あるいは3カ月経過をしての状況を見た上で、新年度早々にでもさらにまた検討会議を開催させていただきますので、そういった中で議員御指摘の御提案なども十分議論して検討していただくということになるという

ふうにして思っております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 新年度早々ということはもう間もなくですので、それに期待をしたいというふうに思います。

ただ、これ地域の放送で町会長の範疇で、地域全体の行事等の連絡は町会長の判断でもってできるということになっているんですね。これは、地域のものですよ。であれば、寒河江市の行事であれば、これは市長の権限でもって、先ほど申しあげました市長が特別必要と認めたもの、この現在のマニュアルでもこの条項を適用すれば即座に私は解決するんだろうというふうに思いますので、その辺を十分検討していただきたいということを申しあげておきます

次に、通告29番、公営駐車場の運営について申しあげます。

このことについても、昨年の3月議会で私が一般質問で質問をさせていただきました。25年の11月から有料化になったわけですが、昨年のちょうど1年前の3月議会で質問になったところなんですけれども、そのときのやっぱり状況について説明を求めましたところ、市長からは非常に長時間の駐車もなくなったし、非常にスムーズに所期の目的に沿った利用がなされていると。それから、市民からも苦情やトラブルなども全くないと、非常に良好な状況であるということをお答えいただいております。

それは、当然その時点での答弁でありましたけれども、これは3月2日の同僚國井議員の質問とも多少重複する部分がありますけれども、そのときの御答弁の中にはいわゆる財政的な、財政的なといいますか、運営上のいわゆる採算的なものも市長のほうから伺っております。これは、非常に最終的にはわずか年間100万円程度の持ち出しで、収入と支出のバランスがとれた中でやられていると。これはやっぱり目的に沿った一つの運営がなされているということで、

わずか100万円の年間持ち出しというのは、もうごく当たり前だと、非常に良好な運営がなされているなというように感じたところでありました。

そのときに、これは重複しますので、2日にお聞きしていますので重ねて答弁は求めなくてもいいのかなと思いますけれども、いわゆる時間帯によってどのような利用状況になっているか、その辺を含めて御答弁をいただきたい。よろしくをお願いします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 駅前と本町駐車場の利用状況については、國井議員の御質問にもお答えをいたしましたのでその点は割愛させていただきますが、時間帯による利用状況ということでお答えをしたいと思います。

駅前駐車場については、1日平均95台ということであります。日中の利用は、朝8時から夕方5時までは平均10台が駐車している状況であります。夕方6時ごろからの利用が多くて、特に午後8時から午後10時までの時間帯の利用は平均30台を超えている状況であります。また、駐車時間も1時間以内が全体の41.6%、次に多いのが3時間以内というのが18.0%、2時間以内が14.6%と続いておまして、3時間を超える有料の駐車も25.8%となっております。駅前の駐車場であります。

それから、本町駐車場については1日平均、前回もお答えしましたが、875台であります。午前10時から午後8時までの時間帯の利用が多く、特に午前11時と午後2時から4時までの間は75台を超える台数が駐車しているという状況であります。また、夕方から、6時ぐらいから午後9時ぐらいまでの間は、平均で60台駐車しております。夜間についても10台程度の利用があるということになります。駐車時間は、1時間以内が全体の70.5%です。1時間以内が、2時間までが14.0%、3時間までが12.8%となっ

ております。ほとんどが、無料の3時間以内の利用というふうになっているところでもあります。

ちなみに、曜日別にも見てみますと、駅前駐車場は金曜日と土曜日、祝日の前日の利用が多いという状況になっております。本町駐車場は、フローラの休館日を除いて曜日による特徴的な傾向は見られないという状況になっています。以上であります。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 大変、ある意味では所期の目的に沿って利用されているという状況を伺いました。

今回、私はこの本町駐車場はほとんどが買い物のお客さんが利用する、もちろん駅前もそうだと思うんですが、これまでの形態を見ますと、単なる商店街での買い物だけでない利用もあつたように見えます。そこで、今回は駅前駐車場とそれから駅前のポケットパークですね、これちょっと訂正させていただきますが、通告のほうではポケットパークということで(4)で表現しておりましたけれども、これは正式にはポケット駐車場ということになりますので、ここでまず訂正をさせていただきます。

この駅前駐車場に関しては、今言ったように良好な利用状況でありますけれども、駅前の駐車場は全体で60台ですか、所有できる台数は。ああ、61台ですね。これで、今の数字を見ますというと、日中は平均で10台、夜間は8時以降は平均で30台ということになりますので、必ずしも平均値をもってとやかく言える問題ではないと思います。ただし、平均値で見ますと、いわゆる駅前の場合50%、平均で見ますとですよ。こういう数字を見ますと、多少の余裕はあるのかなという感じもしないでもありません。

というのは、昨年11月に私ども建設経済常任委員会と駅前まちづくり推進委員会との意見交換会、懇談会がありました。そのときに、そのまちづくり推進委員会のほうから出てきた御意

見も踏まえて今申しあげるんですが、いわゆる駅前駐車場は日中見ると非常にあいている。さっきの数字にもありましたように、平均で10台ということでもありますので、あるいは多いときには20台や30台もあるんだらうと思いますが、二、三台きりとまっていなくて、私なんかは余り夜は出て歩きませんので、昼間を見ますという非常にスペースがあいている。こういうふうなのが目についておったところに、その駅前のまちづくり推進委員会の皆さんのほうからも、一部のスペースを有料の契約をして、そして使わせてもらうことができないのかという御意見などもありましたんですが、確かに目的というところから判断した場合にはいかがなものかなとは思いますが、その辺に関して市長の御見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 駅前の駐車場については、先ほど新宮議員からもお話にありましたけれども、機械管理を導入させていただいてからは、目的外利用と思われるような長時間の駐車が見られなくなったというふうに思っております。日中は、平均して10台程度の駐車ということで、あきも多いという状況になっているところであります。

しかしながら、先ほども御答弁申しあげましたが、夕方からの利用が多いということであります。これは、ここ3カ月の金曜、土曜の夕方から夜間にかけて3カ月間を見ますと、26日間あるんでありますが、26日間のうち22日間で満車が発生しているという状況であります。ずっと満車というわけではありませんが、満車が発生している状況であります。

こうしたことから、駐車場の本来の目的から見ますと、またこの満車が26日間のうち22日間も発生している状況から見ますと、御提案の一部を月決めの駐車場に契約で、専用でお貸しす

るということは、大変難しいのではないかと、いうふうに考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 状況からいって難しいだろうと。私もそういうふうなことかなと。本当に、あいている時間帯というのはあいているんだけど、もうフルタイムでいった場合には満車の時間がかなりあるという状況の今の説明でありましたので、これは厳しいのかなという感じはしております。ただいまの件に関しては、了解しました。理解できます。

次に、駅前広場についてちょっと申しあげておきたいんですが、申しあげておきたいというよりもお伺いしたいわけなんです。これも昨年3月の私の一般質問に対する答弁の中で、いわゆるあそこの広場には、あそこは25台でしたかな。たしか収容できるスペースというのは、ところが、あそこの広場には融雪するためのいわゆる地下埋設部分があって、その改修あるいは周りに柵をつくるその工事のために、かなりの多額の費用がかかるんだと。したがって、昨年の時点ではなかなか厳しい。したがって、ただそのときも再検討したいという御答弁をいただいております。

また、駐車指導員の増強なども図って対応していきたいという御答弁でありましたけれども、いわゆる公営駐車場という性質からいって、ほかのところは有料で、3時間までは当然これは無料なわけですが、有料で、そして駅前の広場は、これもちょっと状況を見ますと、何台かは朝行ってみても屋根に雪をかぶったままですね。かなりの長時間、長いものはもう2日間もあそこに、これはJRを利用される方だとは思いますが、そういうような状況も見られるんですね。

したがって、公平性、公正性という角度からいった場合には、先ほど申しあげましたように、昨年の御答弁ではいわゆる費用対効果という観

点からなかなか厳しいという御答弁をいただいたんですけれども、これは公正・公平性を保つためには、費用対効果だけから、その角度からだけ考えるということは、私はいささか平等性に欠けるのではないかなという気がします。

たとえ多少の、どのぐらい費用がかかるのかちょっと、1,000万円……。去年ちょっと聞いた話ですが、一千二、三百万円かかろうかなという話もありましたけれども、いわゆる公平性、特定の人が使っているというのは公平性から欠けるわけですね。したがって、多少の、一千二、三百万円の経費がかかるにしても、永久的に将来を見通して見た場合には、市民に対する、市民の税金を公平に使うとそういう角度からいった場合には、当然これは多少の経費をかけても私は有料にすべきだということふうに思いますけれども、市長の御見解を承りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この駅前広場の駐車場についてでありますけれども、ここの駐車場についても駅前駐車場、それから本町駐車場とあわせて機械管理についても検討させていただいたのは、前回の御質問でもお答えしたかというふうに思いますが、その際にもお答え申しあげましたけれども、駅前広場については地下埋設の融雪装置がある。それを改修する必要がある。さらには、周囲に可動式の柵などの設置も必要だということで、全体で1,300万円程度の経費がかかるというような想定をしたところでありまして、25台の駐車スペースからすると、その費用対効果からすると、なかなかすぐには取り組めないということでお答えをしたところでありまして、改めて検討させていただくということ前回もお答えを申しあげましたが、今回本町駐車場、それから駅前駐車場の実施の状況、そしてその効果などもおおむねわかってまいりましたので、そういった実績も含めて、来年度の早い時期にこの駅前広場の駐車場管理のあり方、方策につ

いて検討して対策を講じていくということを考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 今も再検討していただくという御答弁でありましたので、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、先ほども申しあげましたように、いわゆる費用対効果からいけば25台のスペースに1,300万円の費用をかけて機械化するというのは、果たしてどうかとこれは誰しも同じ考えなので、そこは私も十分理解できるんです。先ほども申しあげました、いわゆる平等、公平性という立場からいけば、これは行政の仕事なわけですから、採算を目的としてやるものではないわけですから、その辺も含めてぜひ御検討をいただきたいと思えます。

次に、最後になりますが、先ほどちょっと表現について訂正させていただきましたが、駅前第1ポケット駐車場、第2ポケット駐車場ですか、これも同じことを昨年も申しあげました。特に第1ポケット駐車場のほうは、ほとんどが固定した車がとまっているんですね。これは、もう何回、何十回と私、確認しています。正直言って、何台かはナンバーもわかります。ただし、この場でそれを申しあげるつもりは全くありません。しかし、全く固定された一部の人がそれを占有している状況なんですよ。であれば、これは当然市でつくっている駐車場なわけですから、ちょっと目的外の使用だというのは誰が見てもわかるんですね。であれば、要するに月契約あるいは年契約で、それこそ先ほど駅前駐車場に関してはやっぱり利用の状況からいって無理だというのはわかるんですが、このポケット駐車場に関してはぜひそうあるべきだ、契約駐車場にして少しでも収入を上げることも一つの方策ではないかなというふうに考えますので、これについての市長の御見解を承ります。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 駅前のポケット駐車場、第1、第2につきましても、中心市街地の利用者の皆さんのための駐車場であるわけでありますので、商店街の皆さんとも連携をしながらでありますけれども、公平性の確保のためにも目的外の使用が生じないようにしていく必要があるというふうに思っているところであります。

月決めなどの契約の駐車場として活用できないかというそういう御提案でありますけれども、我々としては今後その使用状況など少し期間などを設けて調査をさせていただいて、駐車場の利活用については必要性なども含めて、どうしていくか検討していきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 時間も迫ってまいりましたので、ただいまの件に関しましても市長のほうではまずいろいろ調査をしてみたいと、考えてみたいという御答弁でありましたので、これ以上くどくどと申しあげるつもりはございませんが、現実がいわゆる目的外駐車なんですね。当初の目的は、駅前に買い物に行った人が車をちょっととめて、ちょっと買い物をしてすぐそれる。ところが、入れられない状況なんですね。そういう利用ができないというのが、現実なんです。したがって、これはもうかなり前向きに検討していただきたいということを申しあげておきます。

最後になります、本当に私の最後の最後の質問でありまして、市長からもある意味では前向きな御答弁をいただきましたので、今後の再検討されるという部分に関して、大きな大きな期待を持ちながら質問を終わらせていただきます。

本当にありがとうございました。

○鴨田俊廣議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

散 会 午後4時13分